

楠木正成の墓からみる、英雄顕彰の一様相

N高等学校代々木キャンパス2年 しまづ 嶋津 たかゆき 尚志

はじめに

この文では楠木正成墓（以下楠公墓、楠公墓碑）について、その変遷、特に大きく流動した近世から近代初頭の様相を検討したい。

楠木正成は南北朝時代の武将であり、その功績は近世期においては儒学思想や水戸学、尊王思想の隆盛の中でさかんに顕彰され、近代には国体論に結びつき、国民的英雄とされて思想上重要な位置を占めた。その墓は没後しばらく荒れ塚となっていたが、元禄四年（1691）に水戸光圀によって「嗚呼忠臣楠子之墓」と揮毫された墓碑が建立され、現代に残っている。水戸光圀による建碑は「正成の墓所を一変させ、想起の場としての湊川を成立」¹させる契機となった。

現在、墓碑に参拝してみると、巧まらずして建立当時の姿が、変わらず存在しているかのように思ってしまう。だが、決してそのような事は無い。近世中期と近世後期の間でも、墓碑周囲の情景はまったく違ったものになっているし、明治五年（1872）に正成を祀る湊川神社が建立された際にも、墓碑に大幅に手が加えられている。そして、この変容は単なる成り行き上のものではなく、楠木正成に対するそれぞれの時代の思想を如実に反映したものである。楠公墓の変遷は、それぞれの時代が、それぞれの思想のもと、それぞれの方法で楠公墓のあるべき姿を実現した歴史であり、それは時代と英雄に対する思想の関係を考えるのに格好のテーマであると考えられる。



現在の楠木正成公墓（筆者撮影）

1. 「草露に埋もれ」ていた楠公墓

楠木正成の墓が史料の上で確認できるのは、文禄年間のことであるとされる。いわゆる太閤検地の際、東西四間、南北六間が楠公の墓であるとして除地した記録が、初見だと言われている²。楠公の墓には菩提寺もなく、墓は誰にも管理されていなかったと思われる。したがって、この頃の楠公墓は恐らく相当な荒廃をみせていたのだろう。

そのような楠公墓に変化があったのは慶安年間頃のことである。当地を支配していた尼崎藩主の青山幸利が梅と松の木を墓標代わりに植え、さらに十年後の延宝年間には五輪塔を建立したのである³。これ以降楠公墓を訪れる人は増え、墓の様子も記録に残るようになる。幸利は楠木正成に対して相当の関心を寄せており、楠公墓付近に自らを埋葬するよう遺言を遺し、幸利の墓からは大正初期に菊水（楠木氏の家紋）の手鏡などが発見されている⁴。

この頃の楠公墓の様子を記したもので著名なものは、福岡藩の儒者・貝原益軒の「楠公墓記」⁵である。

「墓は平田の中に在り。榛莽蕪穢。挺隧無く。墓封無く。又、碑碣無し。塋上唯松梅二株有り。悲風蕭々。春風青々。」

この文の中で、益軒は墓の荒廃を嘆き、墓が忘却され破壊される危機を訴えている。

益軒の墓参の背景には、この寛文年間という時期に、儒学者の間で楠木正成への注目が高まっていることを見いだせる。寛文元年（1661）に安東省菴の著した『三忠伝』や、寛文九年（1669）、林羅山の『日本百将伝抄』など、寛文年間に儒者によって書かれた、楠木正成を扱うものの中では正成を「日本一の忠義の将」として評価し、それまでの軍学的な観点による正成顕彰の相対化を訴えている。益軒の参拝もこうした流れの中に位置づけることができ、益軒の書いた「惜しきかな、世を挙げて唯其の良将たるを知って、而も未だ其の賢哲を知らざるなり」⁶という文は、同時代の儒学者たちの共通認識だったとみることができる。

薩摩藩士諏訪兼郷はその紀行文にこう記す。

「此所は寿永建武の合戦の辻なれば、語り伝えること多かる中に、楠正成の勅命にしたがひ、忠義に身をかへ玉しかば、なき跡をだにとぶらはばやと、所の者に案内させまかりしかば、港川の北にあたりて、田の中に松桜（ママ）の二本を植ゑて、其蔭に五尺に足らぬ石塔あり。げに高き名を唐土までも聞こえ、わきて武士の家に生まれては、此人をしたはぬはなけれども、なき跡は草露に埋もれけるこそはかなけれ。生い茂る草など引きのけて、（以下略）」⁷

楠木正成は武家が皆慕っている人物なのに、その墓所が草露に埋もれているのは儚い、そう書き付けている。墓の荒廃は著しいものだったのであろう。

しかし、荒れ塚の実像が人々に知られるようになった、ということは一方で、名所図の刊行増加や、東西間の往来の活発化などが楠公墓の知名度を後押しし、次第に訪れる人々が増えていった。そういうことでもあると思われる。

なお、この頃の様子は、慶安三年（1650）『兵庫須磨名所記』、寛文八年（1668）『撰津名所図』、『海瀬舟行図』延宝八年（1680）、『福原鬢鏡』延宝八年（1680）、などの名所絵でもみることができる。



慶安三年（1650）『兵庫須磨名所記』に描かれた楠公墓（神戸市立図書館貴重資料アーカイブスより）



（左）延宝八年（1680）『福原鬢鏡』、（右）寛文八年（1668）『撰津名所図』（いずれも神戸市立図書館貴重資料アーカイブスより）

2. 徳川光圀による墓碑建立

先に楠公墓には菩提寺が無かったと書いたが、楠公墓の近くには広厳寺という寺があった。しかし、江戸時代初期まで所謂無住状態となっていたのである⁸。ここに住僧となった千巖宗般は、貞享元年（1684）に池田家に楠公墓の改修を請願するなどの活動を行っている⁹。広厳寺は檀家もなく庇護者を全く失った状況だったため、千巖は庇護者の獲得にむけて、楠公墓の改修によって大名と縁を繋ぎたかったのだろう。貞享二年（1685）、水戸藩士・佐々宗淳が広厳寺を訪れ、『大日本史』編纂のため史料の提供を求めた¹⁰。これを切掛に水戸藩の徳川光圀による楠公墓碑建立が企図された。『大日本史』は儒教的歴史観に立脚して編纂¹¹され、光圀は忠臣義士の考察を重視してい

た。この墓碑建立も光圀の多年の願望であり、墓碑の意匠に至るまで細かく指示を与えている。墓碑は元禄四年（1691）七月十九日に着工、同年十月十九日に完成した。これが現在に残る「嗚呼忠臣楠子之墓」である。墓碑の建立の様子は、千巖の記したとされる「楠公石碑建立由来記」¹²に詳述されており、今回表に纏めた。

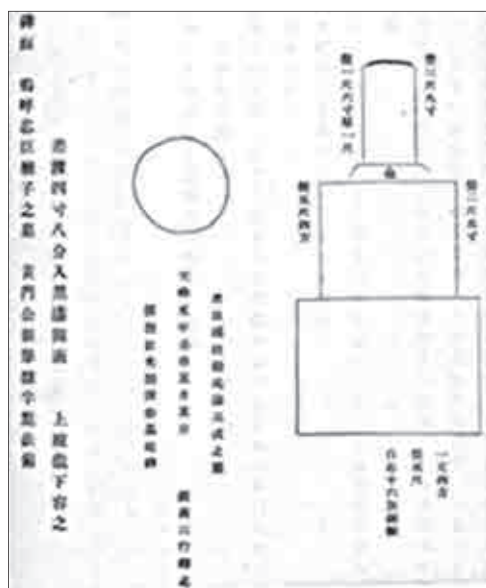
楠公墓碑建立に至る経過（「楠公石碑建立由来記」より）

元禄4年	
2月23日	水戸藩士・鶴岡金平、「楠子之撫塚」に「小石碑」を建立したいとの水戸光圀の意を、書面にて千巖に伝える。
3月23日	鶴岡金平より、再び書簡あり
6月1日	千巖、尼崎に赴き、郡代天野八郎兵衛と対面。石碑建立の事を伝え、建立の様子は物語に仕立て、役人に披露すると申し置く。
元禄5年	
	この間、水戸・広厳寺間に若干の書簡往復あり。
6月2日	水戸藩士・佐々宗淳、広厳寺に到着。楠公墓を見分。
6月3日	住吉の石工・権三郎を呼び、図面を見せ、費用等について打ち合わせる。 千巖、住吉に赴き、石の色等を吟味する。
6月11日	住吉において石材の加工を開始
7月19日	住吉石工、到着。地形に石を入れ、五輪塔も下に入れる。 神戸浜から牛二十四匹で石を運ぶ。 石工三十五人到着。小屋をかけ、石を切り磨く。
8月	「墓上下壇断(継の誤りか)手」
8月6日	上下壇の工事をおわる。
8月10日	京都の石工五人、佐々宗淳と共に、扇形碑を届ける。
8月12日	上壇の石を掘り、雪境を収入。扇形碑を掲げる。
8月13日	佐々宗淳、石工帰洛する。
8月17日	碑のまわりに猪垣を作る。
10月2日	水戸光圀の書、墓碑供養料の白米二十俵・白銀百枚が届く
10月9日	大工十二人にて、猪垣完成
10月10日	墓碑を荘厳し、僧衆を招き行導回向する。
10月22日	千巖、京都水戸藩邸をうかがい、佐々宗淳・佐藤常佑に対面。鶴岡金平への首尾成就の礼状を進呈する。
11月19日	佐々宗淳、岡村元春、石工六人が墓碑裏面の贊文を彫るため、京より来る。 岡村元春、贊文を広厳寺にて清書
11月24日	佐々宗淳、岡村元春が京に帰る。
12月21日	墓碑に彫刻しおわる。
12月23日	石工六人帰る。
元禄7年	
11月5日	水戸光圀より書簡あり。
元禄8年	
4月9日	佐々宗淳、石碑の覆屋並びに広厳寺諸堂の建立費用を京都藩邸で受け取るよう、千巖に書状を宛てる。
5月10日	尼崎藩の郡代、代官を歴訪する。建設は大阪奉行に申し入れるべきであると伝えられる。
5月11日	大阪寺社奉行に対面し、勝手次第であると許可を得る。
6月5日	石工十八人を呼び、碑亭(覆屋)の土台を作る。
8月28日	水戸藩より碑亭供養料の白銀百枚、白米二十俵、千巖への本綱五疋が届く。
11月25日	白餅八俵を墓碑に供え、近隣の僧を招き、碑亭供養を行う。
11月28日	首尾成就の謝書を光圀に、披露状、謝書を佐々宗淳に送る。

3. 建立当初の景観

楠公墓の景観変容が本稿の主題である。では水戸藩による墓碑建立直後はどのような景観であったのか、整理してみたい。

墓碑自体は現在と変わらない。墓碑は上壇と下壇の二段の石の上に乗っており、下壇は一丈四方で高さ五尺。上壇は五尺四方で高さは二尺五寸。その上に鼉頂と呼ばれる亀形の石があり、その上に墓碑が乗っている。墓碑の「嗚呼忠臣楠子之墓」の字は水戸光圀の直筆である。上下段の石は住吉の石工が加工し、御影石で造られている。「嗚呼忠臣楠子之墓」の碑石は和泉石で造られる。この部分はどこで製作されたのか、千巖の記した「楠公石碑建立由来記」¹³には記載がない。が、金銭の使いみちを記した「仕訳書」¹⁴には銀百三十五匁の但し書きとして「京より兵庫迄石碑運送并に包物又は石切二十八人にて、碑を壇上に建候代」とあり、これを「亀石」を製作した石屋仁右衛門に支払っている。「壇」に対して「碑」と表現していることからこれが碑石のことと考えられる上、「包物」に関して八月二



十六日に建碑中の墓碑付近を通過した椎本才磨という人物が「碑石も未だ打包みあれば、其銘も見えず、奇なるかな」と記しているため¹⁵、仕訳書の上記の述は「嗚呼忠臣楠子之墓」の碑石であるということに疑いは無く、碑石は京都の石屋仁左衛門において鼉頂と共に加工されたと思われる。墓碑の周囲は石で囲われ、その上に大工に依頼して猪垣(柵)を作り、柵内には栗石(庭石などに使われる小石)を敷き詰めている。

この墓碑は儒教の様式の影響が大きい事に特徴があると言えよう。水戸光圀は儒葬に強くこだわり、近親者の葬儀や自身の葬礼をすべて儒礼にならって行わせている。また『喪祭儀略』を編纂し、家臣に儒葬の儀礼を啓蒙した¹⁶。まず墓碑に鼉頂(亀型の石)を敷く形は、明代の『大明令』で定義された様式であるが、日本では儒葬の形式と共に受け入れられていたものである。儒葬の礼を忠実に行った池田光政による、寛文九年(1669)建立の池田輝政墓が先行して取り入れている。水戸藩においては明の遺臣で、水戸藩が招聘した儒者・朱舜水が『朱氏談綺』などで明制を水戸藩に紹介し、光圀の墓碑にも亀趺様式が取り入れられている¹⁷。また「嗚呼忠臣楠子之墓」という碑銘は孔子が書したとされる、季札の墓碑銘「嗚呼有吳延陵季子墓」を模倣している¹⁸。鵜飼金平の書簡にみられる「小石碑」という表現も、朱子学の『朱子家礼』「成墳」項に基づくものとみられる。

一方で、儒葬の様式を改変している部分も注目できる。光圀は墓石の中に「忠臣橋姓楠氏諱正成之靈(略)源朝臣光圀謹修墓建碑」と記した「霊鏡」を封入しているが¹⁹、これは儒葬の様式や、水戸藩の儒葬墓に見ることができない。『朱子家礼』の埋葬時に埋める墓誌²⁰が類似するが、光圀は敢えて鏡に刻んでいる。これは光圀の墓制観に関わっているのではないか。光圀は儒葬を行いつつも「日本本来」の墓制も考察しており、元禄四年(1691)には七世紀の墓碑(と思われていた)「那須国造碑」の保存を行った。光圀にとって儒葬は「日本本来の墓制に似ている」からこそ行ったとされ、日本本来の葬礼こそ光圀の理想だった²¹。霊鏡を使うという改変は、光圀の日本的墓制のイメージなのではないかと、ある程度推察できるだろう。

墓碑の意匠に通底するのは儒学の様式であり、それが違和感なく受け入れられたことは、この時

代の「楠公顕彰」が儒家に主動され、儒学思想を基調としていたことを表していると言えるのでは無いだろうか。

4. 膨張する楠公墓

楠公墓碑は、楠木正成に対して人々の関心が高まるにつれて、多数の寄進が行われ次第に膨張した。

墓碑の覆屋は水戸藩によって「碑亭」として建設されたが、「四方取放」²²であったものが元文年間以降には格子付に変わっていることが絵図から解る。岡久穀三郎によれば、天明元年（1781）には正成没後四百五十年供養が広巖寺で行われ、その際の勸化帖に

「一、楠正成公石碑廂○覆之儀は元禄五年申年水戸黄門様より建立成し下され之有処、此度御修理の儀、願ひ奉ると候へば、来る卯年暮に至り○修復成し下さるべく旨仰せ付かされ存じ奉り候」



明和年間以前に描かれたとみられる墓碑周辺の様子（『播磨名所巡覧図会』より）

とあるとのことである。岡久によれば、これは修理ではなく建て替えであり、それまで二間×三間であったものが三間×三間に拡大された²³。この三間×三間の覆屋は、その後「楠公碑堂」などと呼ばれることとなる。さらに「古賀西使日記」によれば、天保十三年（1842）に龍野藩主・脇坂安董が屋庇を寄進したという²⁴。

宝暦元年（1751）以降、石灯籠の寄進も行われた。宝暦元年（1751）、尼崎藩主松平忠名は、石灯籠一対を寄進。尼崎藩松平氏による石碑寄進はのちに慣例化し、版籍奉還で知事となった七代忠興までの計六代の藩主が奉納している²⁵。

宝暦九年（1759）には江戸の楠伝四郎が、その父友閑の遺志を継いで田地一反六畝を買い上げ、長さ七十三間幅二間の参道を寄進している²⁶。伝四郎という者の素性は定かでないが、楠という苗字である以上、正成との血縁的つながりが説かれた家なのであろう。文化十年（1813）には菟原郡家の大庄屋、平野本治が碑の周囲の土地300坪を寄進し、さらに里人平兵衛、彦右衛門と広巖寺が合わせて土地を寄進。墓域は340余坪に拡大した²⁷。文政三年（1820）、船問屋橋本藤左衛門が正成没後五百年を記念して「嗚呼忠臣楠子之墓」よりもさらに大きな墓碑の建立を計画し、尼崎藩と水戸藩に打診するが却下された²⁸。橋本は没後五百年祭を挙行し、詩歌集「嗚呼帖」を奉納した。文化年中には林述斎が尼崎藩に要請して墓域に松を植樹し、松平忠誨は文化十三年（1816）に周囲三十間に堤を築いている²⁹。

墓碑の膨張過程で注目できるのは、領主層から里人まで多様な人々が楠公墓に寄進していることだろう。里人が楠木正成の事績を理解していたかは疑問であるが、後述するように湊川地域では楠公墓に対する民間信仰があったことが確認でき、楠公墓に「偉人の顕彰」と「民間信仰の場」という二面性が発展した事を考え



江戸時代後期の墓碑碑堂（森田 1978より引用）

れば、墓碑拡張に関わった人々の多様性は、ある程度理解できると思う。

5. 観光地化と民間信仰

楠公墓が神戸地域の名所となり、「観光地化」していったことも見逃せない。明治初年に描かれた長谷川小信の絵³⁰からは、そのことがよく伺える。冠木門の外には茶店があり、門があり、芸者、商人の父娘、郷土風の侍、官軍の兵士や居留地の外国人が訪れている様子



明治初年の楠公墓周辺（長谷川小信『摂州湊川楠堂之図』
神戸市立図書館貴重資料アーカイブスより）

が活写されている。天保十年（1839）に楠公墓を訪れた井上竹逸の「崎奥日録」によれば門外の小屋で碑銘の拓本や、線香を売っていたという³¹。この小屋に常駐していたのは「崎奥日録」によれば小僧となっているが、坂本村の百姓も関わっていたようで、慶応四年（1868）にはこれら百姓が苗字帯刀を許されている³²。碑銘の拓本は楠公墓のグッズとして人気を博し、吉田松陰や久坂玄瑞など、勤王思想家たちがこぞって購入した³³。墓碑の裏側には彩色された塑像の正成像があり³⁴、天明二年（1782）には江戸で出開帳を行ったという³⁵。

こうした名所化の理由は、ひとつには正成の墓が西国街道の脇にあり、連絡が非常によかったことが指摘される³⁶。また楠木正成の知名度が単純に上昇したことが考えられるだろう。江戸時代中葉以降は武家や儒家のみならず、町人文化の中でも楠木正成は様々に扱われた。歌舞伎では「太平記物」のバリエーションとして、宝永七年（1710）には近松門左衛門作『吉野都女楠』、享保十五年（1730）に並木宗輔『楠正成軍法実録』、延享三年（1746）に竹田小出雲らによる『楠昔噺』などが上演された。物語本では曲亭馬琴が寛政九年（1797）に『楠正成軍慮智慧輪』を刊行、講談でも太平記の正成の段は人気を博した。また、庶民子女の教科書である「往来物」では「楠公壁書」という文が出回り、日常の心がけ、人間として恥ずかしくない行動を示して庶民道徳にも影響を与えている³⁷。だれしもが知る存在となった楠公墓は摂津国の名所としての価値が十分にあったと考えられる。

先述の通り江戸時代後期には楠公墓碑に対して民間信仰が興っていた。シーボルトの『江戸参府紀行』によれば、格子戸には多数の小絵馬が括り付けられており、髻を納めて奉獻者名を書き記し奉納した絵馬もあったという。船乗りが難破破船の際、救難を求めるための俗信だと記されている³⁸。さらには海上安全の護符が刷られており、これは戦前まで版木が広厳寺に保管されていた³⁹。廣瀬旭荘の「日間瑣事備忘」には天保十四年（1843）に楠公墓で祭りがおこなわれたことが見れる⁴⁰。また楠公墓のそばにあった石祠には歯痛の利益があったという。及川祥平氏は「偉人、南朝の武将が歯痛の神とされる点について、若干の類例があることに注意を促しておく」⁴¹とし、同じく南朝の武将・結城宗広が歯痛の神とされたことに言及している。

及川氏は「歴史意識が希薄で正成のパーソナリティに必ずしも思想的な価値を見出さない人々にとって、墓所の整備や墓域が拡張していく過程は同墓の高らかな霊験を期待せしめるものと理解したい」⁴²と述べている。これは観光地として参詣した人々にも同じく言えるのではないだろうか。

6. 排除される「不潔物」たち

江戸時代末期には天皇への忠死をなした人物を顕彰する動きが高まり、各藩で楠公祭が行われ、薩摩藩、水戸藩、尾張藩が正成を祀る神社の創建を朝廷に請願した。明治元年(1868)三月に兵庫裁判所(現在の県庁にあたる組織)は、楠公墓碑周辺に神社を建立することを政府に請願し、明治天皇の勅令を以て創建が決定された。明治二年(1869)五月二十五日、神祇官権判事平田延胤を齋主として楠公墓西側に仮神殿を設け、楠公祭が催行され⁴³、明治四年(1871)、太政官布告で兵庫県に社殿の建造が委託された。

墓碑に関しては、創建に合わせて碑堂の解体が行われたという事が特筆できる。兵庫県から教部省に送られた文書によれば、湊川神社は従来の碑堂を修理したものの、後々「破損不潔」にもなるばかりか、堂宇のような建物を作って「衆庶ノ拝観ヲ妨候ハ不都合ト相考」えたので、簡易的な覆屋に改めるか、覆屋を全く撤去するか、教部省に判断を仰いでいる。教部省は「楠公石碑」は「尋常石碑」に比べ物にならないものであるから、覆屋を設け無いうように兵庫県に通達した⁴⁴。森正人氏は拝観の利点を重視したことは「天皇への忠誠を人びとに直接的に見せるということが、人びとに国民たることを呼びかけるために必要なものであり、その石碑をはっきりと見せるのに十分な施設が必要だと考えられたことを暗示している。」⁴⁵と評している。

湊川神社の創建以降で注目したいのは、境内店舗の立ち退き命令である。湊川神社創建後、神社の境内は露天や店舗、遊戯場等が立ち並び、小歓楽場の様相を呈したという⁴⁶。神社側は境内の営業地の貸下を行い、収入を上げていたのである⁴⁷。墓碑の近くにも「山吹」という飲食屋が確認でき、店舗は、神社から墓碑への参道を跨ぐように建っていた。こうした境内店舗は明治三十四年(1901)に内務省から立ち退きを命令されることになる。この事に関しては吉原大志氏の近年の研究⁴⁸があり、それによると、これら店舗は「楠社内の不浄」と捉えられ、「我国の体面を汚すもの」であるので、「社前の体裁」を整えるため立ち退きが命令されたという。吉原氏は体裁上の問題のみならず、湊川神社の財政基盤の変化があったことを論じているが、神社側は早い段階から「社内にある不潔物を一掃」するとして明治三十二年(1899)には「落語を軍談に代へ、矢場の如きは射的に改め、女義太夫の如きは能、若しくは狂言に改め」たいと考えており、世俗性の高い施設は相応しからぬものとして、積極的に排除したかったようである⁴⁹。明治三十年代以降の湊川神社は、境内地を簡潔にし、荘厳を高めることに努めた。その思潮は神社側や国家側のみならず、『神戸又新日報』というローカルメディアの中にも見ることができる。店舗立ち退きが命令された際には「漸次境内を改良修補して之に近づからしむるは市民の宜しく努むべき所にして、殊に神戸が霊場所在地として益其光彩を発現するの道を講ぜざるべからざるなり」と書き⁵⁰、湊川神社の改良は市民の努めるべき所としている。ローカルを巻き込みつつ、湊川神社の「不潔物」は排除されたのである。

この店舗、露天の立ち退きは大正八年(1919)の湊川神社の境内拡張で完了し、その後は世俗性を殆ど断ち切り、祭祀空間を再構築している。近代以降、秩序ある空間を創出していくさまは、民間の自主性に任せて膨張した近世の楠公墓とは対照的といえるだろう。それは国家的な英雄のあるべき姿を規定するものとして注目できるが、近代の様々な神社と比較して論じる必要があるので、この点は今後の課題としたい。

7. おわりに

以上、楠公墓碑の変遷を管見の及ぶ限り詳述し、楠公墓という一個の場所における偉人の顕彰過程を追った。本稿は論文と呼ぶにはあまりにも不十分で、何かを立証したという結論を明らかに出来ていないが、筆者が指摘しておきたい事をいくつか書き留めておく。

まず、近世から近代の、楠公墓の祭祀の主体が「水戸藩→広厳寺・民間→国家・神社」と変遷したといえることである。この中で明治二年(1869)に水戸藩が楠公社の建造一任を願い出て、阻まれていることは注目できる。明治政府は水戸藩一任をせず、「国民の応募」で建造を行うことを選択しており⁵¹、近代の楠木正成の「国民的英雄化」の過程で象徴的な事象と思われる。



天保年間の楠公碑堂。井上竹逸『崎奥目録』
(神戸市立図書館 2015より引用)

もうひとつは楠公墓を「楠公祠」⁵²や「楠公の社」⁵³「楠公神前」⁵⁴と呼ぶことが天保年間頃から確認できることである。このころには楠公墓が単に墓としてではなく、楠木正成を祀る場所として神格化の対象となっていたことが伺える。

楠公墓という、楠木正成を祀る拠点は、正成に対する思想を規定するオブジェクトとして、近世以降、大きな役割があったと考えられるだろう。とりわけそれが、楠木正成がゲリラ作戦で勝利した金剛山ではなく、「天皇への忠死」をなした場所に存在したことは、「楠木正成をどの事績によって顕彰するか」という問題に対して一定の拘束力を与えたであろう。そして第二次大戦中に至っては楠木正成が「滅私奉公」や「特攻」の象徴として、国民が自己投影を求められたことも、忘れてはならない歴史である。楠公墓碑は「英雄」の近世から近代のありかたを創出したものとして、見逃すことができない事物であると考えたい。

脚注

- 1 及川祥平『偉人崇拜の民俗学』2017 勉誠出版p.70
- 2 武田豊太郎『大楠公石碑の由来』1928 神戸史談会
- 3 藤田精一『楠氏研究』1915 積善館
- 4 日原辰之助・佐治繁一『楠町の今昔』1936 楠町史跡保存会
- 5 貝原益軒「楠公墓記」益軒會『益軒全集 二』1910 益軒全集刊行部
- 6 貝原 1910
- 7 渡辺盛衛『有馬新七先生伝記及遺稿』1931 海外社
- 8 森田康之助『湊川神社史 景仰編』1978 国書刊行会
- 9 森田 1978
- 10 桑田勤『水藩修史事略』1930 茨城県教育委員会
- 11 吉田俊純『水戸光圀の時代 水戸学の源流』2000 校倉書房
- 12 「楠公石碑建立由来記」神戸市編『神戸市史 資料編』1937 神戸市
- 13 神戸市 1937
- 14 神戸市 1937
- 15 岸上質軒『続紀行文集』1909 博文館
- 16 田世民「水戸藩の儒礼受容：『喪祭儀略』を中心に」『京都大学大学院教育学研究科紀要53』2007
- 17 吾妻重二「水戸徳川家と儒教儀礼－葬礼をめぐる－」『東洋の思想と宗教 第二十五号』2008 早稲田大学東洋哲学会
- 18 神戸市 1937
- 19 神戸市 1937

- 20 吾妻重二「水戸藩の儒教喪祭儀礼文献について」『関西大学東西学術研究所紀要 48』2015
- 21 近藤啓吾「水戸光圀と神葬祭」『水戸史学 第二十九号』1988 水戸史学会
- 22 神戸市 1937
- 23 岡久穀三郎「大楠公祭典年譜 第57号」『神戸新聞』1935
- 24 古賀謹一郎「古賀西使日記」東京大学史料編纂所『大日本古記録 幕末外国関係文書 付録一』1913 東京大学
- 25 藤巻正之（編）『湊川神社六十年史 資料編』1939 湊川神社社務所
- 26 「楠公碑堂関係文書」神戸市編『神戸市史 資料編 1』1925 神戸市
- 27 藤巻 1939
- 28 「橋本文書」神戸市編『神戸市史 資料編 1』1925 神戸市
- 29 森田 1978
- 30 竹田洋太郎『文明開化の神戸古版画集』1981 プロメテウス出版
- 31 井上竹逸「崎奥日録」神戸市立博物館『描かれた神戸物語：源平合戦から港町・異人館まで』2005 神戸市立博物館
- 32 日原・佐治 1936
- 33 一坂太郎『楠木正成公と吉田松陰～正成になりたかった松陰～』2015 湊川神社
- 34 井上 2005
- 35 森田 1978
- 36 城戸直和「楠公墓碑と湊川神社」『大楠公展』1985 神戸新聞社
- 37 石川謙『日本教科書大系・往来編 第5巻』1969 講談社
- 38 シーボルト（著）・斉藤信（翻訳）『江戸参府紀行』1967 東洋文庫
- 39 神戸観光博覧會協會『大楠公六百年祭記念・神戸観光博覧會歴史館出品目録』1935神戸観光博覧會協會版木の写真も掲載されており、「三寶證明 勅願所／祈念大般若經全軸大楠公神前海上安全／諸天洞鑿 摂州湊川廣嚴寶勝禪寺」と書かれている。
- 40 廣瀬旭莊「日間瑣事備忘」神戸市編『神戸市史 資料編 2』1925 神戸市
- 41 及川 2017p.74
- 42 及川 2017p.75
- 43 湊川神社社務所『大楠公年譜・大楠公墓所年表・湊川神社年表』1958
- 44 藤巻 1939
- 45 森正人「近代国民国家のイデオロギー装置と国民的偉人」『人文論叢（三重大学）第24号』2007
- 46 大槻洋二「神戸・新開地の空間形成と歓楽街成立の契機－近代都市の歓楽街形成に関する史的研究その一」『日本建築学会計画系論文集 496号』1997
- 47 西山幸夫「湊川神社繁盛記」『歴史と神戸 14号』1964
- 48 吉原大志「近代神戸の都市開発と湊川神社－一九〇一年境内建物立ち退き問題から」藤田大誠（編）『明治神宮以前・以降』2015 鹿島出版会
- 49 『大阪毎日新聞』1899年8月29日号
- 50 吉原 2015
- 51 湊川神社社務所 1958
- 52 廣瀬 1925
- 53 井上 2005
- 54 神戸観光博覧會協會 1935

淡路阿波系人形浄瑠璃三拠点に見る「一体感」の相違点の考察

逗子開成高等学校2年 うえにし ゆうき
上西 勇輝

1、はじめに

今年の6月に修学旅行でベトナムのホーチミンを訪れた。そこで水上人形劇というものを初めて観た。水上人形劇とは文字通り水上で行われる人形劇だ。水を張った溜池を舞台に50センチほどのこけしのような人形を操り手が姿を見せずに操る。語り手の語り、伴奏に合わせて操るのだ。11世紀からあるという。

僕は一昨年、昨年と日本の民間伝承、民間芸能について論文を書いた。奈良県田原のお盆行事「送り松明」と福井県若狭椎村神社春祭りの「王の舞」の継承と現在について現地調査と聞き取りから考察した。更にそれらを調査した元々のきっかけは、中学のときに調べたアフリカの白い仮面だったので、内外の民俗芸能とその継承には興味があった。それで、ベトナムではどんな凄いものが観られるのかと期待して構えた。

しかし実際に劇が始まると、僕の想像よりはるかに簡素な作りの人形をにぎやかに操っている様子を見て僕は一瞬当惑した。しかし、次の瞬間には当惑は興奮へと変わった。なぜなら彼らの人形劇はまさに僕が去年まで調べてきた日本や世界の民俗芸能とその周辺（「送り松明」や「王の舞」、アフリカの仮面等）に通じるものがあったからだ。

このような経験があった後、夏休みに徳島県に旅行する機会を得た。車で移動する道筋には淡路島もあり、古くからの人形浄瑠璃が残っていて観劇できると聞き是非観てみようと思った。ベトナムでの観劇の興奮冷めやらぬ今、その記憶と記録を携えて、同じ民俗芸能としての人形芝居を継承の観点から比較してみたいと再び民俗誌を書き始めた。

本論文の目的は、淡路阿波系^{註1}の人形浄瑠璃を継承する阿波十郎兵衛屋敷、淡路人形座、和知人形浄瑠璃会の公演を観劇、現地調査し、民俗芸能の担い手の方(特に今回は人形遣いの方)へのインタビューと文献調査も交え、外部から訪れる観光客、観劇する観客の視点から淡路阿波系の人形浄瑠璃の3拠点での継承の現在の様態を明らかにし、考察することだ。特に和知でのインタビューから聞きとった“人形と観客が「一体になる」という言葉をキーワードにしての考察を試みる。

そのため、まずは3拠点での人形浄瑠璃の継承の現在をインタビューを交えてそれぞれ民俗誌記述から明らかにし、次に文献を参照し、比較のための表を作成しつつ民俗誌と照らし合わせて考察する。最後に、そこから見えてきた淡路阿波系の人形浄瑠璃の継承の現在の様態とそこに関係・影響する要素について結論を述べる。考察ではベトナム水上人形劇との比較を試行する。現在確かな比較の有用性を確認していないが、双方民衆の農閑期に神事に付随して、あるいは娯楽として始まったこと、現在の観光資源としての継承の形態や農村部での民俗芸能としての継承も残っている点等が似ているためだ。

先行研究としては、文献には人形浄瑠璃の用語や演目の解説を扱ったものが多く、インターネットからの人形遣いのインタビュー記事も使用した。また「一体感」の考察をする際に学術論文をいくつか引用した。

本論文の独自性は、淡路阿波系人形浄瑠璃の現在の様態を淡路島をはじめ南は阿波、北は和知町(現京都府船井郡。2005年近隣2町と合併し京丹波町に)に調査、比較し、まさにリアルタイムの継承の担い手の声と様態を外部の視点からとらえたところだ。

2、淡路島南北に分布する淡路阿波系人形浄瑠璃の民俗誌

2-1、調査地概要と人形浄瑠璃の歴史

今回の調査はまず徳島県徳島市川内町にある阿波木偶人形会館及び隣接する阿波十郎兵衛屋敷で調査を行った。2018年8月3日人形館では展示の見学と説明を受け、人形遣い体験をした。阿波十郎兵衛屋敷でも展示と人形遣い体験をし公演後に話を聞いた。

次に2018年8月4日、兵庫県あわじ市福良甲にある淡路人形座で調査をした。ここでは公演後にバックステージツアーに参加した。その後、人形遣いの方にインタビュー、人形遣い体験をした。後に淡路文化資料館にも行き貴重なVTR等を観た。人形浄瑠璃専門の方がおらず、聞き取りは行えなかった。

最後に2018年8月26日、京都府船井郡京丹波町にある道の駅「和」に隣接する伝統芸能常設館にて人形浄瑠璃観劇とインタビューを行った。月に一度の定期公演の前後に保存会長のお話を聞くことができた。

人形浄瑠璃は江戸時代淡路国出身の植村文楽軒が大阪に芝居小屋を建て、民衆に人気が出て「文楽」という言葉が人形浄瑠璃を指すようになったという（淡路人形協会2014）。用語等詳細は先行研究の蓄積があり割愛する。又、本論文では「人形遣い」の呼称を使用する。

2-2、民俗誌記述のための現地調査と聞き取り

2-2-1、阿波木偶人形会館と阿波十郎兵衛屋敷での調査と聞き取り

阿波における人形浄瑠璃は、淡路で生まれたという。江戸時代、徳島城で上演されて民衆にも広まった。その後明治期を頂点に祭礼のほか農閑期に他村へも伝わり農村舞台は全国一の現存数である。ただ、秋の上演は9月30日からのため今回調査ができなかった。

阿波における人形の呼び方は「木偶」である。人形師の二代目人形健さんにお話を聞くと人形の「首」（以降「かしら」）は北国の桐を10年程陰干し削りだして使用するそうだ。通常桐は家具等に使用され、軽く虫が付きにくく「粘い（ねばい）」そうだ。その桐を鼻と耳を残して平のみで削る。それを頭頂部から横半分に切り、中を丸のみでくりぬく。目、口をくりぬき、ふちを紙一枚程度の薄さまで削る。実際に削っている途中の部分に触らせてもらおうと非常に軽くて破損しやすそうだが、「粘い」ので大丈夫とのことだ。その後からくりを内側に取り付ける。僕が見せて頂いた「かしら」は主役級の男性のもので5つの仕掛けが施されている。その複雑なしかけを支えるのは鯨の髭でできたばねである。鯨の髭は非常に硬く弾力性があった。しかし、現在では手に入りやすく困っているということだった。次に表面に白い顔料を塗る。ホタテの粉末と膠と水を混ぜたもので30回ほど重ねるそうだ。その後表面を手作業で磨きつやを出す。自然由来の塗料なので色に変色しにくく観客は長時間観ていても目が疲れにくいという。髪は中国から人毛を輸入しているそうだ。中国人は髪がストレートな人が多く加工しやすいという。ナイロンと違い束ねておくだけで本物に見えるそうだ。その毛を数本ずつに分け撚り合わせて結び、一本に束ねて「かしら」に貼る。からくりの糸を「かしら」に収納し、持ち手に付いた小さなレバーにつなぐ。すると片手で「かしら」を支えながら指でレバーを動かして人形を楽に操ることができるそうだ。手間をかけて作られた人形は修理することにより何代にも渡って使用できる。人形健さんは「（淡路の人形浄瑠璃について、人形を）操ったのは淡路、作ったのは徳島」と言った。

説明を聞いた後、展示された人形の見学後人形遣い体験、大人の女性の人形だ。5キロはあったように感じた。これを何時間も通して操る体力は尋常ではないと思った。

個人で建てた人形会館で人形を作りつつ説明もする人形健さんは、このときたった3人の来館者のために笑いを交えて熱心に説明をしてくださった。伝統を受け継いで次につなぐかたちところを見せていただいたと感じた。

人形会館の斜め向かい、阿波十郎兵衛屋敷では、この地域の半アマチュアの方（厳密には報酬は弁当代程度、県の委託による資金と入場料から出る）の遣う人形浄瑠璃を観劇した。上演前に敷地内の資料館で再度人形遣い体験をした。人形会館と違い童女の人形なので幾分軽く感じた。人形の着物の裾から左手を入れ「かしら」の持ち手を握る。このときなるべく短く持つことを心がけるよう教わった。次に人差し指で持ち手に付いているレバーを下げホールドする。このレバーは「かしら」の上下運動に関わる重要なもので、下げると顔は上を向き、押さえている指を放すと「かしら」は重力に従って下を向く。連動してレバーも下がる。だから人形を操る際には左手でレバーを下げたまま手首をひねって首を左右に動かし、必要に応じてレバーを握る指を緩めなければならない。加えて人形の胴体は空洞のため、背骨がないので、左手を肘までまっすぐ伸ばして背骨の代わりにしなければならない。右手はそのまま人形の右手を握りレバーではなく糸に指をかける。右手の繰り糸は露出しているので指を掛けることができ、こちらの持ち方の方がレバーを操作するよりも指先の動きがダイレクトにからくり伝わり細かい動きの調整ができるように感じた。体験は15分、客席に移動、ビデオ上映では地域の主婦が活動する様子が見られた。

演目はまさにここ十郎兵衛屋敷が舞台という『傾城阿波の鳴門』。母と子の再会の場面である。事前に説明は受けたのだが大夫と三味線の方は不在、録音が流された。

上演後人形遣いの方にお話を聞いた。黒衣の頭巾を脱いで応じてくださったのは70代くらいの主婦らしき方。飾り気のないお母さんといった感じで身近にいる普通の方だった。この地域には定期的に集まり人形浄瑠璃の練習、公演をする団体がいくつもあるという。

人形遣いをしていてやりがいを感じる時は、という質問に「お客さんが喜んでくれたときです」と楽しそうに答えてくださった。

阿波では春と秋に農村舞台で人形浄瑠璃が行われるそうだ。ホームページ（以下HP）で確認すると10前後の地域があり、電話取材すると、徳島駅から車で3時間も山奥に入ったところでも上演されているという。

2-2-2、淡路人形座での調査と聞き取り

2018年8月4日、徳島から淡路島へ移動し淡路人形座へ向かう。ここと阿波の人形座は国指定重要無形民俗文化財だ。公演前に人形座の方が人形の操り方等を詳しく解説してくれた。「三人遣い」で「かしら」と右手を操る人が「主遣い」、足を操る人は「足遣い」、左手は「左遣い」という。人形を遣う際に重要なことは人形の目線とその人形の指先の向かう方向が一致していることだそう。目線が先に動き指先はそれに追従して動かさなければならない。それが少しでもずれると人形の動きから人間らしさが失われてしまうという。無駄のない計算された説明が印象的だった。

『玉藻前曦袂神泉苑の段』を観る。30分程度の上演、内容はわかりやすく初めて観る人のための演目感じた。前から2列目で観劇したが舞台設計上の工夫のお陰か阿波より人形が近く感じた。大夫と三味線は女性の方で義太夫節は内容が理解できず。しかし感情の起伏を声の調子で繊細に表現し、雰囲気の流れが理解できた。演目中最大の見せ場である玉藻前の早変わりの場面では、玉藻前が扇で顔を一瞬隠し再び顔を見せると美しい少女の顔が一瞬にして妖しい狐の顔となっていた。この仕掛けに観客席からは感嘆のため息がもれた。配布の紙によると、狐が玉藻前を殺して化ける

場面は「面狐」という特別な「かしら」を使う、淡路の演目特有のものだそうだ。

阿波で聞いていたが淡路は見せ場が多い。人形を操ることを得意としていたためだという。玉藻前は最後、薄雲皇子と悪事を共謀しているところを陰陽師安倍泰成に見つかり、神鏡をかざされ退治される。そこでも顔が玉藻前から狐の玉藻前、妖狐と早変わりする。この演目のラストだけあって黒衣の数は最多、皆息の合った動きで早変わりを見せていた。

公演は2部構成で1部が前述の『玉藻前囃袂』、2部が「大道具返し」だった。「大道具返し」は舞台上のセットの屋敷にある広間の襖を左右に開けると異なる絵の襖が現れ、更にそれを開けると再び異なる絵の襖が現れる、を繰り返すものだ。最終的にはセットの屋敷が千畳敷の大広間になるという。説明の方曰く「目の錯覚」を利用したからくり見世物で、元々農村舞台の演目で使用されたそうだ。非常に人気があり独立した一つの演目になったという。これも淡路特有のもの、襖を後ろに配置する毎に小さいサイズにして遠近感で観客の目をごまかし、錯覚させる見せ方だ。

公演終了後バックステージツアーに参加、日本の伝統的な芸能の中でこんなにオープンなのは人形浄瑠璃だけかと思ったが、今は他でもこのような催しがあるという。舞台右袖から上がって最初に目にしたのは壁に釣られた太いワイヤード。100キロ等書かれた錘につながり舞台セットを固定する。危険な為絶対触らないようガイドの方より注意、錘はセットを使用しない際に上げる。舞台上は先程の「大道具返し」セットのまま、横から見ると見事に見えた沢山の襖もただの巨大な板だった。舞台上奥を正面に移動すると広間のセットの絵、中央に沢山の襖がはめ込まれている。再び舞台袖へ。端に置かれた仕切りの中に製作中の小道具がある（写真1、2）。机の上にはノートパソコンがあり画面には舞台の見取り図、照明等も制御するのかと興味を持った。その後舞台前方中央部へ。人形を動かす所だ。客席から観ていた際はわからなかったが舞台上はいくつもの照明に照らされまぶしく非常に暑い。照明が電球だからだそうだ。「LEDにしないんですか」とツアー客が質問、「したいけれどお金がないんです」とのことだった。「一応クーラーはかけていますが天井に設置された電球の放熱で暖められた30度くらいの風しか落ちてこないんです」と苦笑いされた。舞台は船底舞台といい普通の舞台より低い位置に床があるので観客との目線の差は小さい。「実はお客さんよりも、こちらからのほうがよく見えます。寝ている人などぼっち見えますよ」とのことので今度はこちらが苦笑いする番だった。

舞台の両袖には黒衣の出入りする小幕^{こまく}がかかりその上の御簾^{みすうち}内の上手が若手の三味線、下手が鳴り物だった。その後大夫と三味線の席^{ゆか}（床）に座らせてもらい順に写真撮影。座布団は硬く台本台^{けんたい}（見台）の床本は崩し字で書かれ解読不能。紙は古いものに見え、いつのものか気になった。

最後に今回の公演の「主遣い」の吉田さんに話を聞いた。人形浄瑠璃との出会いは通っていた小学校の「郷土クラブ」、そこで人形浄瑠璃を習ったそうだ。実家が人形座の近所でそのまま人形遣いの道に進んだという。やりがいは自分の演技でお客さんが驚いたり喜んだりしてくれたときです、と答えて下さった。

2-2-3、和知人形浄瑠璃定期公演の調査と聞き取り

2018年8月25日、京都駅からJR乗車。和知人形浄瑠璃の月に一度の定期公演を観劇した。和知は京都府中部にある山間の小さい町だ。駅前の道路を道なりに進むこと20分、由良川のほとりに道の駅「和」^{なごみ}はあった。由良川名物の鮎の塩焼きで腹を満たし敷地内の劇場に入る。運のいいことに公演の前に和知人形浄瑠璃会会長の太田喜好さんにロビー横にてお話を聞くことができた。（以下“ ”内は大田さんのお話し。（）は著書補足）

“和知の人形浄瑠璃は昔は人形遣いだけで大夫もいなくて、農閑期に農民が皆で集まってやっていたんですね。でもある時に淡路の方でやってらっしゃる方がうちの人形座に来てくれて、そこから淡路の方に人形浄瑠璃を習いに行く人が出始めて…今の和知のかたちができあがったんです。～うちのは人形遣いが一人なんです。(僕に向かって) 今まで見てきたところ(阿波、淡路を指す)は皆、三人遣いだったでしょう？うちは昔から人手が足りなくて、でも人形浄瑠璃は登場人物が二人も三人も出てくる場面があるでしょう？『…』(聞き取れなかったが演目の一つと思われる)というのなんか四人も五人も一度に舞台に立つことがあるんですよ。そうなったら三人遣いなんてやっていたら十五人も一度に舞台に立たなきゃならない計算でしょ？うちは昔からそんな大所帯じゃなかったからねえ、それじゃ一人一体操ろうということで、うちは昔から一人遣いでやっているんです”

和知人形浄瑠璃は次第に名が売れ「和知文楽」と呼ばれ現在では京都府無形民俗文化財に指定されているそうだ。人形遣いの方々はこれが本業か質問すると、皆他に仕事を持っているか本業退職後活動しているという。大田さんは元和知郵便局の局長、他の方も役場に勤めたり大工だったりして現在一番若い方は60歳、大田さんは80歳だそうだ。

今回観劇したのは『伽羅先代種御殿場政岡忠義めいぼくせんだいはぎこてんぼまさおかちゆうぎだんの段』、舞台は3拠点中最小、人形浄瑠璃専用でない。舞台上手に大夫と三味線、中央で人形を遣う。大道具に布製の背景、観客は10名程でほぼ年配の旅行者。後方の男性は人形浄瑠璃が好きな様子、三味線が鳴ると「思ったよりよい感じや」と話した。大夫はよく通るよい声の方、物語の内容が解りやすい。

「一人遣い」の人形は淡路や阿波の動きとは異なり、当然だが人形の左手は動かない。「足遣い」がないためか不要からか、人形には足がついていない。公演は30分程度だ。

公演の後も大田さんにお話しが聞けた。

“私はね、昭和13年生まれなんです。その頃ってテレビやらラジオやらっていう娯楽はなかったんです、全く。だから僕の祖父さん…祖父さんは人形浄瑠璃やっていたんですけども、寢床で毎日(義太夫節を)唸っているのを聞いて覚えましてね、近所の同級生の前で披露したりしました。祖父さんはその後亡くなって、そしたら保存会の祖父さんの仲間の方から声をかけてもらって、孫で、大夫もできるっていうので声をかけてもらったのですが、保存会は人数が少なくてね。即戦力になると踏んで声をかけたんですね。稽古は冬場、冬休みにしたんですけど、さっき言ったとおり娯楽なんてないので稽古に打ち込んでました。その次の巡業ではすぐ舞台にポイと放り出された。動かし方なんて始めたばかりだからぎこちなくてね。大夫の語るのに合わせて例えば「代官さま」と言えば代官の人形の方を向かせてなんとかそれらしく動かしてました。～今でも思うことですが人形遣いというのは奥が深い(でも当時はそれができなかった)”

人形遣いとしてのやりがいを聞くと、

“やはりお客さんが真剣に観てくれて涙を流したりするときです。人形浄瑠璃をやっているとお客さんと一体になるときがあります。お客さんが人形の気持ちに自分から感情移入してくれるんですよ。そういうとき人形浄瑠璃をやっていて良かったと感じるんです”

ここまで聞いた「一体となる」という表現は今まで聞かれなかったものであり印象に残った。大田さんの長年の経験に裏打ちされた感覚だと感じた。ところが調査を終えて文献を調べると淡路人形座のHPに掲載されたインタビューで同じ言葉を見つけた。従ってこの感覚は人形の遣い手がよく感じるものとの推測ができる。

今後について尋ねると「継承していきたいですね」と即答され、「素晴らしい民俗文化です。大事に継承して行って続いてほしいです」とのことだった。大田さんは50歳になる息子にも退職後人

形浄瑠璃を継いでほしいと語った。「京都には昔20くらい人形座があったけれど今まで続いているのは京都中でうちだけです」とも話してくださった。

若者に人形浄瑠璃に興味を持ってもらうため地元和知小学校の人形浄瑠璃クラブでは週1回2時間程度、和知中学校は道徳科の授業が選択制で和知の伝統文化を学ぶ授業のため、人形浄瑠璃選択の生徒たちに教えているそうだ。今年8月8日には同じく授業で人形浄瑠璃を学ぶ淡路の三原中学の生徒が来て交流、「淡路の子たちは本格的に習っているから違うね」と感心したそうだ。

日本各地の人形座の数として全国で人形座の数最多は徳島県、又淡路人形座は町の職員として活動すると教えてくれた（後電話での聞き取りでこれは平成以前のことと判明）。

和知では舞台の写真撮影が許可されていて写真を沢山撮影できた。人形の細かなしぐさがわかる貴重な記録となった（写真3～6）。帰りは道の駅の方が駅まで送って下さった。

2-2-4、3つの拠点の比較

インタビューや集めてきたパンフレット、参考文献から今回のリサーチクエストを考察するために必要な項目について比較の表を作成した（添付資料1）。参考のために国立文楽劇場のデータも一部記載した。

2-3、民俗誌まとめ

2-3-1、民俗誌・表のまとめ

民俗誌をまとめると、次のことが言える。

まず阿波における人形浄瑠璃の継承の様態を外部の観客の視点からまとめると、観劇の流れは「隣接する人形製作所で説明→人形遣い体験→十郎兵衛屋敷にて展示見学・説明と人形遣い体験→映像で阿波人形浄瑠璃説明→観劇→インタビュー」となる。特徴は以下だ。

- ・人形の遣い手に非常に親近感が持て観客との隔たりや壁がない（人形遣い等は近所の主婦が家事の合間に活動する様子をビデオで確認。インタビューも同様に見受けた）。
- ・劇場は徳島県所有、県の委託を受けて運営。
- ・アクセスは決して良くないが毎日2回上演。
- ・隣に私営の木偶人形会館があり、本業は人形師の方の熱心な説明あり。人形遣い体験も。ここと十郎兵衛屋敷と2回人形遣い体験が可能。
- ・この拠点のみ説明のビデオ上映あり。
- ・「接触体験型」の人形浄瑠璃鑑賞が可能。

次に、淡路における人形浄瑠璃の継承の様態を外部の観客の視点からまとめると観劇の流れは「展示見学→観劇→バックステージツアー（無料）→床（大夫席）にて写真撮影、客席にて人形と写真撮影→インタビュー」となり、特徴的だったのは以下の点である。

- ・早変わりや「大道具返し」等セットが大掛かりで予算が確保できている様子が伺える。
- ・バックステージツアーで観客の興味を引き、床での写真撮影は客に特別感を与える。
- ・システムティックに、かつバラエティーに富んだプログラムが整えられ「ここに来ると淡路阿波系人形浄瑠璃の全てがわかり且つ楽しめる」といったテーマパーク・博物館型の人形浄瑠璃鑑賞となる。

最後に、京都府の和知人形浄瑠璃の継承の様態を外部の視点からまとめると、まず観劇の流れは「インタビュー（20分程度）→観劇→インタビュー（1時間程度）」となり、特徴的だったのは次の

点である。

- ・上映中の写真撮影（このことは肖像権の問題等もあり一概に特徴といえない場合もあるが）に始まり約束なしでの長いインタビューに人形遣いの方が応じてくださったこと、道の駅の方も協力して送迎等助力くださった事等、非常に大らかで温かい町ぐるみの運営。
- ・大道具、小道具等簡素ではあるがそれがかえって演目の内容、人形、見せ場に集中できてストーリーが一番取れ、感情移入できた。
- ・アクセスのよくない土地にもかかわらず、有名な「かしら」も保存されている。
- ・親密な人間らしい地域との触れ合いのある歓待型、簡素だからこそ可能となる演目集中／中心型の人形浄瑠璃鑑賞となる。

さらに、表（添付資料1）から3拠点を比較すると、淡路人形座が最も「^{まるじろし}〇」や「あり」の項目が多い。しかし観劇料金が高いこと、劇場近隣に人形製作所のような観客の興味を更に深める施設がないこと、500年の人形浄瑠璃の歴史の中で（3拠点を比較すると）ここが一番衰退が激しかった（座の減り方が最も激しい）ことの3点が観客の視点から見た継承の様態における残念な点である。

2-3-2、それぞれの継承の様態の「一体感」のキーワードでのまとめ

和知での長い聞き取りを終えた後、気になった言葉「一体になる」について、大田さんは「お客さんと一体になるときがあります。お客さんが人形の気持ちに自分から感情移入してくれるんですよ」と話していた。人形浄瑠璃で観客と人形が「一体となる」ことをやりがい（継承のモチベーションと捉えた。つまり「やりがいがあるから継承していける」という心情が内在すると仮定した）として挙げるのは珍しいと直感して気になったのだ。

ところが調査後に文献等を調べていると淡路人形座HPに人形遣いで調査当日に説明もしていた吉田廣の助さんの記事に「一体になる」に似た言葉を見つけた。「見る側と演じる側とが一体化するような何ともいえない居心地のよい空間を感じられたとき」（HP）にやりがいを感じ、嬉しいと言う。

そこで大田さんの言葉「一体になる」と吉田さんの記事の「一体化」から、「一体感」をキーワードに民俗芸能における継承を外部の観客の視点で考察できるのではと考えた。

観客が人形に感情移入することからの「一体感」にやりがいを感じる大田さんの言葉の通り、和知での観劇が一番ストーリーを取ることができて人形に感情移入できた。演目の前半、忠義を褒められる役の「政岡」がわが子を目の前で殺される場面、そこでは親として泣き叫ぶこともできない苦しい人形の心情が「一人遣い」の抑えた演技から伝わってきて、観ている僕まで苦しくなった（写真5・6）。

3、考察

3拠点での人形浄瑠璃の民俗誌（表を含む）のまとめから、芸能の継承の様々な事項に関係していると考えため、まずは人形遣いの形態についての考察を行う。

人形を遣う人数は阿波・淡路では「三人遣い」、和知では「一人遣い」。和知では昔から人手不足で必然的に「一人遣い」となったと語られた。和知は都市部から離れているため現在も状況は変わらない。対して人形浄瑠璃専用劇場を持つ阿波・淡路では資金はともかく人手は和知より潤沢で（淡路の演目中の早変わり、「大道具返し」に資金は必須）観劇だけでなくグッズ購入や人形に触れ

る等体験型・テーマパーク型の観劇となる。人形浄瑠璃の継承の様態としての差は「一人遣い」か「三人遣い」かで一つの線引きができていた。

次に聞き取り調査で得た「一体感」（厳密には「一体になる」「一体化」）のキーワードについて、外部の視点から民俗芸能の継承について考察を行う。

大田さんの言う「人形と観客が一体となる」ことは和知では実際に成されていた（著者の体験から）。これは演目のわかりやすさ、大夫の語りの聞き取りやすさ、簡素化されたセットや劇場の事情（他の2拠点のように人形浄瑠璃に特化した舞台でないことが逆に功を奏して）にも由来するかもしれないが、人形遣い自身の観客と人形との「一体感」を目指しているというモチベーション、工夫（動かし方、見せ方）からのものとも考えられる。大田さんのまず「観客と人形が一体になる」ことを希求するモチベーションがあり現在の継承の様態が形成・維持されていくと考えた。対して淡路人形座の吉田さんはやりがいについて「見る側と演じる側の一体感」の生成と書く（HP）。この「演じる側」を人形と人形遣い双方と捉えるならば吉田さんは「観客」と人形と人形遣いとしての自己との「一体感」にやりがいを見ていると考えることができる。阿波の年配の女性人形遣いはやりがいは「お客さんが喜んでくれたとき」と言う。「一体感」を含む言葉は聞き取れていない。ひたすら観客を念頭に置いての発言だろう。

比較考察のため、国立文楽劇場で活躍する桐竹勘十郎氏の2008年と2014年のインタビュー（HP）を参照すると「自分の体を殺し」「人形が自然に動いてくれる」（2008）、「人形がとにかく自然に動いてくれる～動かそうとしていない。勝手に動いてくれる」（2014）とある。この状況を「一体感（人形と人形遣いの）」と捉えるのであれば、ここでの「一体感」は大田さん、吉田さんの言う「観客と人形（吉田さんは人形遣いを含む）が一体化」することからくる「一体感」と全くイコールにならない。これはどういうことなのか。

桐竹氏が大田さんや吉田さんと違う点は国立の劇場で人形遣いの継承者として活動をしていることだ。又地方の民俗芸能をその土地で継承する大田さんと吉田さんも継承に当たり各々活動の仕方は違う。大田さんはリタイアまでは仕事の傍ら人形遣いを、リタイア後の現在は人形浄瑠璃会長を務めているが、吉田さんが所属する淡路人形座は（平成以降）公益財団法人なのでそこで職業として人形遣いをし、継承に携わる。阿波の女性は主婦で（ビデオで確認）、お弁当代程度で毎日の公演をこなす。各々人形浄瑠璃との関わり方の違い、職業や社会的ポジションの違いが大きい。

桐竹氏は人間国宝の父の芸を継承する家系であり、芸を引き継ぐ自負から、まず「人形と自己」の関係を突き詰めるのだと考えられる。対して大田さんや吉田さん、阿波の方は地元民俗芸能の継承のため、より開かれた状況を生み出すこと（人形浄瑠璃が世間により認知されて価値を広めることを可能とし、継承に必要な財源や人脈形成、観客を増やす活動をする）に最も力を入れていると考えられる。つまり大田さん、吉田さん、阿波の方は「人形と自己」の関係よりもまずは「観客」（阿波の方）、もしくは「まずは人形と観客（の「一体感」）」（大田さん）、その上で「人形を操る自己と人形と観客の「一体感」」（吉田さん）の関係に関心が強いということだ。

このように人形遣いの人形浄瑠璃との関わり方、社会的職業的なポジションの相違は古典芸能、民俗芸能の継承のモチベーションとして人形遣いが「まず誰を念頭において活動するか」「誰と誰の「一体感」を最初に目指すか」を探る一つの手掛かりとなると考えた。そしてこの手掛かりが人形浄瑠璃継承の現在のかたちを探る際示唆を与えると考えたのだ。

前述の通り観劇の際、和知では3拠点の中で一番人形に感情移入し物語に入り込めた。これが大田さんの言う「（人形と観客との）一体感」であるなら、淡路での「早変わり」に目が離せない状

況も「(観客と人形の) 一体感」からのものだろう。両拠点で感じた「一体感」は各々の場の状況、人形遣いの職業的ポジションを超えて観客に重点を置いた人形遣いのモチベーションからきていると考えられる。

能の世界では「面をつけてはじめて役が降りてくる」(HP: 灯屋2銀座店) というが、これも「面 (= 役柄) と演者」の「一体感」と考えると、能楽師同様、桐竹氏が人形と自己との「一体感」をまずは求めるのも理解できる。そして能についても各地の民俗芸能としての拠点では、大田さんや吉田さんのように「まずは観客」の継承のモチベーションを持ち活動しているかもしれない(添付資料2)。

更に他の文献にも「一体感」に関する記述があったので考察に加える。多田(2004)によると、東京国立小劇場での文楽公演について「(人形遣いは) 人形となった人間に魂を吹き込む~すると人間(人形)は「自然」に動き出す」「人形と一体化した「自然」な動き」という言葉で桐竹氏同様人形と人形遣いの「一体化」について言及している。また、川守田他(2017)ではビデオでの鑑賞ではあるが「舞台を真剣に見ていると人形遣いが視界から消える」と和知の大田さんの言葉に近い内容で観客と人形の「一体化」に触れている。勝畑(2015)にも同じく「観客」と「舞台」の「一体化」が述べられているが、この「舞台」が人形を指すのか人形遣いを指すのか両者なのか明確ではない。三浦(2011)では既出桐竹氏のインタビューで「三人遣い」で自己以外の他の人形遣い2人との「一体になる」ことを述べている、また、人形浄瑠璃で忘れてはならない「三業」(大夫、三味線、人形)の「一体感」も重要であろう。この2つの「一体感」については次回の調査で検証したい。

以上から、地方の拠点で地元の民俗芸能を継承すべく活動する人々は、まずは「観客」という視点を持ち、そこからの芸能の継承へのモチベーションがあることが確認できた。もちろん伝統芸能が家業の人形遣いも「観客」の視点は大きく意識している(前述インタビュー記事より)。しかし、地方で地元の民俗芸能を継承する人々はよりそのことを意識しアピール(HP掲載等)していることがわかった。

次に比較考察を試みるため6月に観たベトナムの水上人形劇について参考文献から簡単にまとめる。ベトナムではカメラの電源が切れ写真撮影ができなかった。

ベトナムの水上人形劇は11世紀に農村で始まった。世界的に類を見ない独特の芸能で人形遣いは腰まで水に浸かり舞台裏から人形を操作する。危機的状況を経て継承し都市部では観光資源になっている。

この水上人形劇と日本の人形浄瑠璃の比較を試みるため表を作成した(添付資料3)。起源、題材、操り手の存在等重要な点で重なる部分が多い。又継承の工夫も似ていて観光資源としている。よって淡路阿波系の人形浄瑠璃の継承の様態を考察する際ベトナム水上人形劇の参照は有効だと考えた。例えば「一体感」の比較考察も示唆があるかもしれない。

4、結論

今回の論文では、外部(観客)の視点から淡路阿波系人形浄瑠璃の3拠点での調査と人形遣いの方に聞き取りを行い、文献を参照し、各々の継承の現在について、特に「一体感」のキーワードで考察し以下のことがわかった。

まず現在行われている人形浄瑠璃のそれぞれの拠点での活動は、阿波では体験型、淡路ではテーマパーク・博物館型、和知では歓待型・演目集中型の観劇の状況から継承のかたちが見てとれた。

そこに影響する要素として、第1に人形遣いの形態（「一人遣い」か「三人遣い」か）、第2に継承の担い手の属性（職業的なポジションとそれに付随する人形浄瑠璃への関わり方）であることがわかった。

人形遣いの形態が「一人遣い」か「三人遣い」かによって継承の量的規模が変化していて、継承の現時点での様態を確認できた。現在のところ「一人遣い」の方が継承の量的規模（劇場の設備や規模、演目中の衣装や「かしら」・セット等総合芸術としての人形浄瑠璃の演目のバリエーションの幅の広さ、同地域での拠点の数、人形浄瑠璃についての上演以外の観客が参加できるアクティビティーの有無等）が小さい。しかし質的な比較や将来性に関しては「一人遣い」を行っている拠点も「三人遣い」同様の継承のかたちを保持していたし、継承の現在の規模の小ささが逆に観劇に功を奏していることも確認できた。

人形遣いの属性や人形浄瑠璃への関わり方という要素については、その違いが継承のモチベーションとして考えられる「やりがい」の違いに表出していたことがわかった。継承のモチベーション（やりがい）の大きな要素である「一体感」ということに関して、それが誰と誰の間のものであるかに影響した。このことはインタビューと文献調査から確認できた。具体的な違いは以下である。

- ・本業は別で、退職後も和知人形浄瑠璃会長を務める大田さんは、やりがい（継承のモチベーションと捉えて）を「お客さんと（人形）が一体となる時があります」と答えた。
- ・淡路人形座で職業として人形遣いをする吉田さんはやりがいを「見る側と演じる側とが一体化するような」感覚と語った。
- ・人形遣いが家業の桐竹氏は人形と人形遣いの自己との一体化を「人形が～自然に動いてくれる～勝手に動いてくれる」と表現した。

そしてこの「一体感（「一体化」「一体となる」）」のキーワードからは、前述の通りそれぞれの人形遣いの方の職業的なポジションの違いから、それが誰と誰の間のものであるか変化し、継承のモチベーションに関わる違いが生じることを確認した。地方で民俗芸能の継承に携わる人形遣いの方ほど、まずは「観客と人形」との「一体感」を目指し、家業として人形浄瑠璃を継ぐ場合「人形と自己」の「一体化」を希求していることがわかった。

5、おわりに

民俗誌と記録写真の内容、分量からも見て取れるが、和知では徹底的に人形遣いの方のお話が聞けて観劇に集中し、記録写真を撮影できた。人形製作の現場見学や人形遣い体験、バックステージツアー等の周辺アクティビティーはなかったが、その分舞台とお話に集中できて、人形遣いの方の個人の歴史、特に人形浄瑠璃を継承するに至った流れ、お気持ちに触れさせていただくことができた。現在の考察の限りでは「三人遣い」を行い職業として継承を行う拠点が、観客の視点から見るとアピールが強く、継承にポジティブな様態、要素が多いという捉え方ができるが、将来的に「一人遣い」の拠点の継承の様態も、力強い大きな潜在力を秘めていると感じた。それは、人の持つ素朴であたたかな底力のような、地熱のような表出されにくいものだったが確かにそこに存在する手応えがあった。これらは比較として数字や表に表出しにくく今回のような質的調査と考察が求められると感じた。

またベトナムの水上人形劇をきっかけとして本論文を書くこととなったため、これについても調査を続けたい。ベトナムは現在急速に経済発展が進みその波は郊外にまで及ぶ。現在の水上人形劇の姿、継承の様態を記録しておくことは重要と考えた。

更に他人形浄瑠璃の拠点、他のジャンル、世界の民俗芸能の継承の場でも地方ではまずは観客を意識しての活動をしているかどうか調査し淡路阿波系の人形浄瑠璃の継承の現在を考察する際の一助としたいと考えている。

6、参考文献（閲覧HP含む）

- ・淡路人形座（発行年不明。以下同様の件記載せず）『国指定重要無形民俗文化財 淡路人形座』淡路人形座。
- ・阿波木偶人形会館『伝承芸術の殿堂 聴いて観て触って楽しむ阿波木偶人形会館』阿波木偶人形会館
- ・小野幸恵（2015）『桐竹勘十郎と文楽を観よう』岩崎書店
- ・勝畑田鶴子（2015）「演劇における演者と観客の相互作用に関する一考察」『尚絅学院大学紀要』（55）
- ・川守田礼子他（2017）「地域文化創生に向けた「文楽はちのへ塾」の実践的研究」『八戸工業大学紀要』（36）
- ・公益財団法人淡路人形協会（2014）『史料で見る淡路人形浄瑠璃』公益財団法人淡路人形協会
- ・多田英俊（2004）「平成15年後半人形浄瑠璃文楽評」歌舞伎学会編『歌舞伎 研究と批評』（33）雄山閣
- ・徳島県立阿波十郎兵衛屋敷『阿波人形浄瑠璃ガイド』徳島県立阿波十郎兵衛屋敷
- ・徳島県立阿波十郎兵衛屋敷『阿波人形浄瑠璃』徳島県立阿波十郎兵衛屋敷
- ・橋本裕之（2006）『民俗芸能研究という神話』森話社
- ・広瀬久也（2001）『人形浄瑠璃の歴史』戎光祥出版
- ・三浦しをん（2011）『あやつられ文楽鑑賞』双葉文庫
- ・和知民芸保存会『京丹波町和知地域 四大伝統芸能』和知民芸保存会
- ・Youth Theatre OrePartner『ベトナムの水上人形劇』

以下HP

- ・アーティストインタビュー 桐竹勘十郎：<http://www.performingarts.jp>
- ・灯屋2銀座：<http://www.akariya2.com>
- ・ここんインタビュー 桐竹勘十郎：<http://kokon.jp.net>
- ・公益財団法人淡路人形協会淡路人形座：<http://awajiningyoza.com>

注1 人形浄瑠璃は16世紀に三業（人形・三味線・大夫）が西宮で結合し、関わりの深かった淡路島の芸能集団が藍で栄えた阿波に伝えたとされる。「阿波・淡路系」とも表記

写真1 バックステージツアーで見た舞台裏制作中の小道具



写真2 真中の小さな男性はめったに見ることのできない人形だそうだ



写真3 和知人形浄瑠璃講演の様子
演目『伽羅先代権御殿場』
政岡忠義の段①



写真4 政岡忠義の段②



写真5 政岡忠義の段③
千松を抱いて泣く政岡



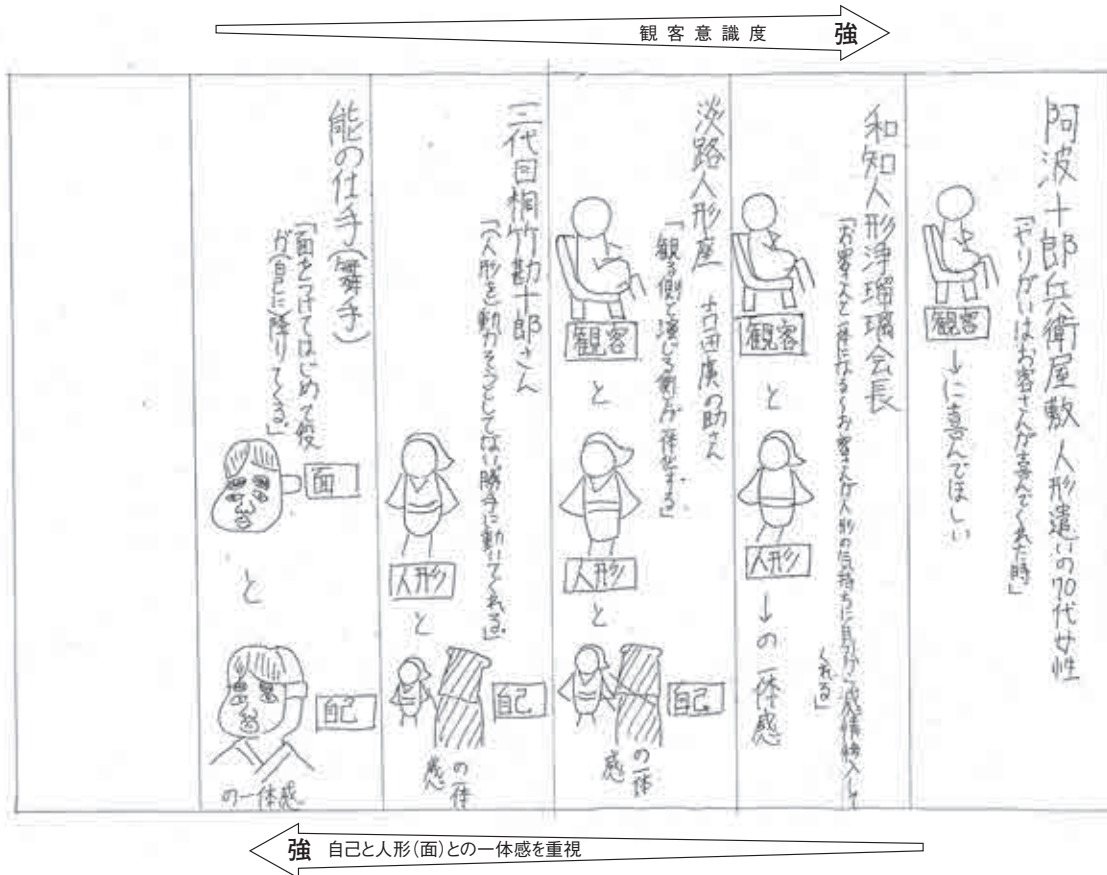
写真6 政岡忠義の段④
前の写真からごくわずかな「かしら」の傾きの差で政岡の悲しみの差を表している



添付資料 1 阿波淡路系人形浄瑠璃任意三拠点の比較

調査項目/拠点名	阿波十郎兵衛屋敷	淡路人形座	和知人形浄瑠璃定期公演	(参考) 大阪国立文楽劇場 (一部項目のみ)
人形浄瑠璃公演の頻度	毎日(一日2公演) 土日祝日のみ	毎日(一日4公演) 毎日	月に一度	
義太夫節と太神三味線の演奏	一般410円 高大300円 小中200円 (団体料金あり)	大人1500円 中高1300円 小1000円 幼300円 (団体・障害者料金あり)	大人300円 小人100円	2018年11月公演: 1等6000円 2等2400円 学生1等4200円 学生2等2400円 (障害者料金あり)
公演観劇料金	・担い手の主な属性: 基本的にアマチュア(県の委託と観劇料からお弁当代理度の報酬はあり)(70代程度の女性が多く見受けられた) ・人形浄瑠璃を始めたきっかけ: (担い手の中から任意の一人)	・担い手の主な属性: 職業として携わる人(40代50代の働きざかりの男性が多く見られた) ・人形浄瑠璃を始めたきっかけ: (担い手の中から任意の一人について): 小学校のときに体験し、その後クラブ活動に入ったこと(インタビュから)	・担い手の主な属性: リタイヤした地元の有志(60代が一番若手、70年代以上の男性が主) ・人形浄瑠璃を始めたきっかけ: (担い手の中から任意の一人について): 小さいころ祖父に義太夫節を聞かされた。その後、後人不足から本業の傍らに始めた。	
人形浄瑠璃継承の担い手の主な属性と人形浄瑠璃をはじめたきっかけ(任意の一人に関して)				
上演中の写真撮影の許可の有無	×	×	○	×
公演が行われる劇場。商業施設(グッズを扱うショップ、道の駅)の有無	・専用劇場あり(徳島県立の施設あり)(「傾城阿波の鳴門」の舞台となった場所)時々人形浄瑠璃以外のイベントあり(染色講座など) ・グッズを売るショップあり ・道の駅なし。	・専用劇場あり(クールモダンな建物:HPより) ・グッズを売るショップあり ・道の駅あり(観光エリアにあり、鳴門の観潮船乗り場もあり)	・「伝統芸能常設館」(国土交通省所有)として人形浄瑠璃だけでなく他の催しも行う地域の公民館的な役割の施設 ・グッズを売るショップなし ・道の駅あり	
劇場近隣の人形浄瑠璃関連施設の有無	個人の人の人形師の工房兼展示館「阿波木個人形会館」が専用劇場の斜め向かいにあり			
人形浄瑠璃に関する展示スペース	○	○	○	
人形遣い体験	○	○	×	
バックステージツアー	×	○	×	
音声ガイド	×	△ (外国語のみ、舞台を鑑賞しながら聞くものではなく、事前に聞くもの) 500年の歴史の中で当初40座あったのが、現在はここのみ	×	○ (音声ガイドは日本語と英語、日本語字幕あり)
上演演目	全国で最も多く継承されている(農村舞台として10前後の拠点で春秋の祭礼時に行われている) 劇場のある場所が舞台の「傾城阿波の鳴門」など	「傾城阿波の鳴門」ほか早変わりを含んだ見せ場の多い演目がある	明治のはじめに27座、現在は衰退して他の拠点の「かしら」も継承する 地元の聞き取り等から創作(平成11年)もあり	
上演前の人形解説	○	○	×	
観客層・人数(調査日の状況)	旅行中の中高年10名ほど	旅行中の中高年15名ほど	ほとんどが旅行中の高齢者10名ほど	
外部からの評価	国指定重要無形民俗文化財	国指定重要無形民俗文化財	和知町指定文化財、京都府無形民俗文化財	ユネスコ世界無形遺産

添付資料2 「人形遣いの属性と「一体感」の内容」
 ～誰と誰の間の一体感か？人形遣いの意識が誰に向いているか～



添付史料3 ベトナムの水上人形劇と日本の人形浄瑠璃の比較

比較項目/地域と比較の結果	ベトナム水上人形劇	日本の人形浄瑠璃	2つの地域の比較の結果
起源	農村の遊び(後に祭りなどでも)	神事・娯楽	一部重なる
歴史	11世紀から	16世紀ごろから	
人形劇の題材	農民の小話、民話(フィクション)	過去に実際に起こった歴史的出来事や民衆間のゴシップ話(荒唐無稽な伝承も含む)(ノンフィクションとフィクション)	一部重なる
操り手の存在	操り手は基本的に見えない影の存在	操り手は基本的には黒子の装束で影の存在だが、主遣いのみ顔を見せるものがある	一部同じ
特色	水上が舞台	人形の三人遣い	
現代に継承するための工夫	都市部では観光資源として活用	都市部では観光資源として活用	同じ
活動を広めるための工夫	ミニ舞台を作成して外国でも上演できるように、エジプトで活動している女性もいる	世界公演を行ったり、フランス国際人形劇研究所での講習も行っている	どちらも海外に視野を広げて活動している

湘南馬車鉄道設立の軌跡

神奈川県立秦野曾屋高等学校 2年 伊藤 道明・岩田 柊

はじめに

私は、小学3年生のとき家庭学習を行っている際に『私たちの秦野』（秦野市教育研究所昭和63年3月1日初版発行）という教科書に「湘南馬車鉄道」という単語を見つけた。日常で使用している鉄道以外にも「馬車鉄道」という鉄道が存在していたことに興味を持ち、「秦野には小田急小田原線以外にも鉄道があったのだ」と幼いながら感じた。当時は研究を深めるアプローチ方法がなく調査を十分に行うことができなかった。しかし、高校へ入学し日本史研究部へ入部したことで古文書の読み方や文献・史料の探し方を学んだ。そこで、何を研究テーマとして設定するか迷っていたときに、先ほど述べた「湘南馬車鉄道」について研究しようと思い立った。

研究を進めていくと、秦野市内の歴史資料が網羅されている『秦野市史資料所在目録』（秦野市、1981年）という書物に出会った。しかし、これには湘南馬車鉄道関係の史料は載っていなかった。そこで、近隣の『二宮町資料所在目録第2集二宮・山西地区』（二宮町、1991年）を探したところ、湘南馬車鉄道の後身である湘南軌道株式会社の社長を務めた森徳隣家の文書があることがわかった。そこで、二宮町の生涯学習課へ問い合わせを行った結果、その史料は現在二宮町の生涯学習センターラディアンという施設に寄贈されていることがわかった。さらに、「湘南馬車鉄道関係」の未解読の史料である「特許状命令書」や「神奈川県指令書」の存在も明らかになった。そこで、実際にラディアンに赴き、古文書の撮影をさせていただいた（【図1】）。その史料を読解していくうちに、私が思い描いていた「湘南馬車鉄道」のイメージとは異なる記述がみられた。

以上のように湘南馬車鉄道の未解明の史料の解読を行い、当初私が思い描いていた湘南馬車鉄道のイメージや従来明らかにされている先行研究とは、異なる湘南馬車鉄道について解き明かしていこうと思う。

第1章 湘南馬車鉄道の概要

(1)湘南馬車鉄道の軌跡

【史料1】及び【史料2】より、湘南馬車鉄道の発起人である高部屋村（現在の伊勢原市高部屋地区）の山口喜十郎ら32人は、秦野～二宮間、秦野～平塚間及び平塚～厚木間の軌道敷設許可を内務大臣より受け、翌年には神奈川県知事から工事施工許可を受けている。しかし、直後に秦野～平塚間及び平塚～厚木間の施工取り消し願いを提出して1904年（明治37年）に湘南馬車鉄道が設立された¹。

なぜ平塚～厚木間、秦野～平塚間が中止したかを先行研究より推測すると、厚木地方は当時まだ相模川の船便による貨物輸送もあり、平塚～秦野間は二宮線に比べて距離も長く敷設費の高くつくこともあったと考えられる。また、伊勢原への路線が当初から計画されなかったのは、大山への参詣者が片寄ることを避けたのではないかと思われる。秦野～二宮間が設立したのは、当時東海道線の二宮駅の開設が決定されかつ、秦野地方の煙草その他物資の輸送量の多い事も大いに考慮されたのであろうと考えられている²。この問題については、実際に、史料を用いて後段で明らかにしていきたい。

その後、東海道線への利便性と荷役の省力化のため、東海道線二宮駅構内への延伸をし、さらに輸送力を強化するため、馬力から蒸気への機関変更を大正2年（1913年）に行うとともに社名も湘

南軽便鉄道株式会社に改称した。これ以降の流れは【表1】を参照いただきたい。

表1 湘南馬車鉄道～湘南軌道までの軌跡

西 暦	元 号	主な出来事	時 代
1889	明治32	東海道線二宮駅の設置が決定される	設立前
1902	35	東海道線二宮駅開設	
1904	37	湘南馬車鉄道株式会社設立	
1906	39	湘南馬車鉄道営業開始	湘南馬車鉄道
1913	大正 2	馬力から蒸気への機関変更・湘南軽便鉄道株式会社設立	湘南軽便鉄道
1918	7	湘南軌道株式会社設立	
1919	8	湘南軌道運転開始	湘南軌道
1923	12	関東大震災が起きる。秦野専売局まで延伸する	
1927	昭和 2	小田急電鉄新宿～小田原間開通	
1929	4	二宮駅北口出札所開設	
1930	5	7月22日午後0時10分大竹～台町間で脱線事故をおこす	
1933	8	旅客運輸営業停止	
1935	10	湘南軌道全線営業停止（貨物輸送停止）	
1937	12	軌道運輸営業廃業許可	

※「湘南軽便鉄道 開業100周年」（『にのみやまちとしょかん図書館だより』、2006年）、十文字義之「くらしと産業を支えた小鉄道～湘南軌道の軌跡求めて」（『郷土神奈川』54号、2016年）を基に作成。

大正7年に経営権を内国通運（日本通運）に譲渡され、名称を変更し湘南軌道株式会社としてスタートする。大正8年には二宮に本社社屋を置き³、翌年には秦野に事務所を建設する。

しかし、秦野～二宮間の秦野自動車（現在のバスのようなもの）の運行、昭和2年の小田急線の開通により、昭和8年には旅客運送の休止、昭和10年に貨物輸送の休止、昭和12年8月に廃止された。

(2)運営状況

湘南馬車鉄道の距離は約9kmで、運賃は明治37年では片道10銭、往復18銭、一区間2銭、明治40年8月9日の時点では片道13銭、往復24銭、一区間3銭、明治43年6月の時点では、片道16銭、往復30銭、一区間3銭5厘であった。運賃の変遷については【表2】を参考にしてほしい。営業難だったため運賃の値上げが何度も行われた。

表2 湘南馬車鉄道運賃変遷

	開通時・明治39年（1906）8月	明治40年（1907）8月9日	明治43年（1910）6月
片 道	10銭	13銭	16銭
往 復	18銭	24銭	30銭
一区間	2銭	3銭	3銭5厘

※渡邊喜治『湘南軽便メモワール』（リフレ出版、2012年）、石塚利雄、諸星重春「湘南馬車鉄道について」（『秦野市史研究』第8号、1988年）を基に作成。

二宮町には、湘南馬車鉄道の後身である湘南軌道の切符（【図2】）、湘南軌道の客車内の写真（【図3】）、水無川を渡る湘南軌道の写真（【図4】）、湘南軌道秦野駅の写真（【図5】）、川沿いを走る湘南馬車鉄道の写真（【図6】）、湘南軌道の蒸気機関の写真（【図7】）、湘南軌道株式会社本社社屋（【図8】）、湘南軌道秦野駅貨物ホーム（【図9】）、湘南軌道大竹駅の写真（【図10】）、湘南軌道蒸気機関脱線転覆事故の写真（【図11】）、水無川にあった湘南軌道の橋脚跡の写真（【図12】）などを所蔵しており、ラディアンでの現地調査の際に見せていただいた。ここからは当時の湘南馬車鉄道の様子や運行の状況が見て取れる。特に【図6】には馬車の荷台に「はたの」、また幟旗には

「秦野たばこ」と書かれており、湘南馬車鉄道と煙草との関係性が窺える（後述）。

湘南馬車鉄道の駅は7つ存在し、「秦野」、「大竹」、「上井ノ口」、「下井ノ口」、「一色」、「中里」、「二宮」であった。なお、湘南軌道時代に「秦野」駅は、延線により現在のイオン秦野店付近に移され、元々あった旧「秦野」駅は「台町」駅と名を変えた。また、当時駅名となっていた地名は住所名や地区名として現在残っている。

馬の頭数は、1906年度は10頭、1907年度は17頭、1908年度と1909年度は29頭、1911年度はと1912年度は30頭であった。1910年度はデータがないため不明である。参考文献より表を引用したのでそちらを参考にしたい（【表3】）。

表3 馬匹数推移

年 度	馬匹数	会社購入(内数)	借入 (内数)	典 拠
1906	10			決算報告
1907	17			決算報告
1908	29	16	13	鉄道院統計
1909	29	16	13	鉄道院統計
1911	30			土木統計
1912	30			土木統計

(1911・1912年については神奈川県統計では29匹)
※渡邊喜治『湘南軽便メモワール』（リフレ出版、2012年）より引用。

表4 発起人名簿

神奈川県		氏名	備考	
中郡	高部屋村	山口喜十郎	詳しいことは不明だが、政治家である山口書輔という人物の養子であったことが分かっている。	
	吾妻村	伊達 時	職業は医師であったが、教員でもあり、政治家でもあった、湘南馬車鉄道株式会社の初代社長。	
		田中喜太郎	吾妻銀行の専務取締役役に就任したこともある財政、金融畑の実務家。	
		池田彌三郎	不明	
		松木友三郎	湘南軽便鉄道株式会社の初代社長であり、多彩な事業を行う実業家でもあった。	
		池田仙次郎	明治34年に吾妻村小学校新築費を寄付し、神奈川県知事から褒賞されている。	
		五島三之助	不明	
		永島傳次郎	不明	
		脇 庄三郎	神奈川県農事試験場園芸部の二宮誘致に成功し、その後の二宮の発展に大きな影響を及ぼした政治家。	
		井上仁三郎	県会議員、衆議院議員、村長（恐らく吾妻村）を務めた政治家。	
		宮田喜太郎	吾妻村の初代村長であり、一色村（のちに合併し吾妻村となる）の里長。篤農家でもあった。	
	大根村	露木正勝	『二宮町史史料所在目録川勾地区・町外・補遺』の中に明治39年に湘南馬車鉄道株式会社社長伊達時より第2回株主総会通知状で「露木正勝」が受け取った史料がある。	
		西山豊八	不明	
		脇 伊三郎	『二宮町史史料所在目録二宮・山西地区』のうち脇環家文書の中に「脇伊三郎」の名前がみえる。	
		岩田俊平	篤農家として知られ、大根村の村長を務め、村財政の再建を行った。	
		芦川猪三郎	不明	
		相川村	米山嘉三郎	相川村の村長を務めた。
		平塚町	尾崎作次郎	不明
		南秦野村	高橋条蔵	不明
			高橋元司	不明
			高橋茂右衛門	不明
			栗原宣太郎	白笹稲荷神社の神主の長男。政治活動を行い、県会議員を務め、書家としても知られた政治家。
			梅原逸太郎	彼については不明だが、彼の父脩平は醤油醸造業を営み、貴族院議員を務めていた。
	秦野町	小泉芳太郎	代々名字帯刀を許された豪農の家に生まれ、水無川河川敷の広大な国有地の払下げを受け、学校基金とした政治家。	
		大野與五右衛門	秦野町の町長を務め、在職中は町営電気事業の成功を導くなどの業績を残した。	
		三武忠蔵	不明	
	金田村	佐野義職	彼については不明だが、彼の跡継ぎは東京帝国大学薬学科を卒業後、東北帝国大学薬学科教授となった。	
		吉川長五郎	県会議員を務め、その後は初代から六代までの村長を務めた。	
	足柄上郡	井ノ口村	大島敬義	不明
			加藤内蔵之助	不明
			尾上仁右衛門	不明
			植木寅松	不明
			松木菊次郎	不明

※近藤尚弘「秦野における地域交通の発達とその特徴 ～軽便鉄道を中心として～」(『秦野市史研究』第21号、2002年)、『二宮町史史料所在目録第2集二宮・山西地区』(二宮町、1991年)、『二宮町史資料所在目録第3集川勾地区・町外・補遺』(二宮町、1992年)を基に作成。

第2章 「特許状命令書」と「神奈川県指令書」より

(1) 「特許状命令書」(【史料1】～【史料7】)より

ここからは、二宮町ラディアンに現在寄贈されている森徳隣家文書(【図13】)から読み取った内容を考察していく。この森徳隣家文書には、近年発見された未解読の湘南馬車鉄道関係の史料が存在しており、これを読み解くことで、従来明らかにされてこなかった湘南馬車鉄道の設立の目的や経緯を明らかにしていきたい。

【史料1】の冒頭には、発起人32人全員の名前と住所が書かれていた。住所を見てみると、秦野～二宮間、平塚～厚木間、平塚～秦野間という湘南馬車鉄道の敷設が予定されていた沿線に多い事がわかった。発起人の名前と業績は【表4】を参考にしてほしい。なお、住所は割愛する。

具体的に湘南馬車鉄道の敷設内容を読み解いていきたい。【史料2】の命令書からは工事方法が書かれており、改定されたものも含めて第43条までであった。命令書の第3条には工事方法の命令が書かれていた。それらの内容を訳にした【表5】を参考にしてほしい。こうした施行細則を基に湘南馬車鉄道は実際に敷設が行われていったものと考えられる。こうした中に「ヴィクノール式」という聞き慣れない単語があった。参考文献からそれは「ボックスガーター軌条」(枕木の上に土砂を敷いて溝形の窪みを作り、そこにレールが入るタイプ)の一種であることがわかった。

次に【史料3】(明治35年7月25日)からは秦野～吾妻間の工事をした後に他の2線路(平塚～厚木間、平塚～秦野間)の工事を続けてやるとなると、事業経営上支障を生ずる場合が多く、経費に及ぼす影響も少なくないので、2線路の工事の起工認可申請期限を三ヶ月以上にしてほしいとあった。ここからは、従来2線路の工事予定が廃止された理由は、事業費増加における「経営上の支障」と「経費の増加」であったことがわかり、先行研究で明らかにされてきたような外的な要因の記述とは異なり、むしろ湘南馬車鉄道株式会社の経営上の事情であった可能性が高い。【史料4】(明治35年9月12日)には重量変更及び、道路の拡築について書かれている。

【史料5】(明治36年6月19日)からは、「明治34年9月20日の特許通りになった湘南馬車鉄道株式会社はご命令に従い中郡吾妻村二ノ宮を起点として実測を行ったところ、当馬車鉄道専有の軌道を敷設しないわけにはいかない場所ができたので、なにとぞ仮定県道及び里道上だけではなく、新設軌道を敷設することをお許し願います」とあった。

【史料6】(明治36年6月19日)の「上申書」からは、「去る明治34年9月20日下付を以って特許の恩命をかけて頂いた湘南馬車鉄道株式会社軌道敷設のことについて、先に命令書第三条の変更及び道路拡築に伴う土地買い上げ猶予並びに鉄軌重量変更のことについて願い出ました通り、実に当会社の軌道敷設の目的は、第一に秦野～吾妻間、第二に厚木～平塚間、第三に平塚～秦野間と、一つを敷いて、また一つを敷くと順次軌道を敷設して、公私の利便を図り、殖産を増進させたいというささやかな志でして、従ってその沿道に一気に経済を激変させないようにしたいと思います。さらに郡と市街とでは元からいろいろな方面で大いに事情が異なります。郡4の経済は僅かでも市街の一部の経済には及びません。一気に巨額の投資をすれば他の産業に打撃を与えて、衰え廃れてしまう不安があるので資本の集中を緩やかにして経済の激変を防いで、湘南馬車鉄道と地方産業の両立・発達を計画しています。当初の目的を成功させるための方法は、一つは地方の民情に合うようにすること、一つは公共団体の利便となるように、一つは会社の利益となるように多くのお金を得られる手段を講じ成功したいと恐れながら思っております。誠心誠意やらさせていただきますので、何卒願いのご採択のほどよろしく願いいたします。」とあった。ここからは、湘南馬車鉄道は、経済を激変させ、利益を追求するのみではなく、地方産業との両立かつ発達を目的として設立され

表5 湘南馬車鉄道運行の際の施行細則

第一条	この度、湘南馬車鉄道株式会社発起人の山口喜十郎ほか32名に許可する馬車鉄道営業は神奈川県中郡平塚町から神田村を経て愛甲郡厚木町に至る間、中郡平塚町より金目村を経て秦野町に至る間、そして中郡吾妻村より足柄上郡井ノ口を経て中郡秦野町に至る間の3つの仮定県道及び里道に鉄軌を敷設し、一般運輸の営業を行うものとする。
第二条	馬車鉄道の営業年限は明治54年9月30日までとする。
第三条	特許を受けた者はこの書類の下に記載されている日より起算し、埼玉往還及び秦野往還は1年以内に、吾妻秦野間は8ヶ月以内に左の各号に準拠して線路実測図面、工事方法書、工費予算書を申請すること。前項の記載事項に対して事後変更を要するものは、その都度変更認可を申請すること。
一	軌道の幅員は寸法2尺5寸とする。
二	鉄軌はヴイクノール式にしてその重量は1ヤードにつき16ポンド以上とする。
三	鉄軌の間の全部及び左右各1尺5寸通りは砂利又は木石を積み道路との高低差をなくすこと
四	鉄道を敷設するにあたりその道路は左の幅員を必要とする単線軌道の場合においては両側に人家の連なる場所もしくは、連なる予定の場所は7.273メートル以上、その他は5.455メートル以上とする。 複線軌道の場合においては両側に人家の連なる場所もしくは、連なる予定の場所は9.091メートル以上、その他は7.273メートル以上とする。 右の制限を満たさない道路は特許を受けた者が制限を満たすまで道路を拡築して軌道を敷設すること。
五	軌道は両側に人家の連なる場所もしくは、連なる予定の場所においては道路の中央に軌道を敷設し、その他は道路の一方に偏らせて路端より車体の外2尺以上の地を余らせて軌道を敷設すること。
六	軌道は車体の外の側に3.636メートルの幅員を確保しこれを敷設すること。ただし、仮定県道については、並木敷、溝渠敷及び電信柱、郵便箱、その他、道路上の建設物よりその側の路端までの敷地はその幅員には算入しない。 両側に人家の連なる場所にして単線軌道の場合は7.273メートル以上、複線軌道の場合は9.091メートル以上の幅員を有する軌道を敷設するときは車体の外の側に3.636メートルの幅員を確保するまで一方に偏らせて軌道を敷設すること。
第四条	特許を受けた者は第3条の許可を得た日より6ヶ月に軌道敷設に着手し、着手の日より12か月以内に軌道敷設を完了すること。ただし、天災、その他神奈川県知事が正当と認められた理由があり期限内に完了出来ない時は、相当の延期をすること。
第五条	特許を受けた者は保証金として、工費予算額50分の1以上に当たる額、もしくは日本銀行担保価格を以て計算し、この金額に相当する国債証券を横浜本金庫に預け入れ、その保管証券を得て（記名国債証券ならば譲渡証券を添えて）神奈川県知事の指定した期限までにこれを神奈川県知事に差し出すこと。 前項の保証金を差し出した後、工事予算に多額の増額があるとき又は、国債証券の価格が非常に下落したときは、神奈川県知事が本条の割合により保証金を増額することがある。ただし、減額しても、これを減らすことはない。
第六条	特許を受けた者が第4条に定められている期限内に工事を竣工しない、或いは、途中で工事をやめる又は、満3ヶ月に工事を中止し、更に起工しないときは特許を解くものとする。この場合において神奈川県知事は特許を受けた者に命じ、期限付きで道路を原形に戻すこと。しかし、特許を受けた者が命令に従わず、復元工事を行わないときは、神奈川県知事自らが工事を行うか、第三者が代わってこれを行うこと。
第七条	軌道を敷設するにあたり用悪水路の疏通のために必要な溝渠又は暗渠は関係者と協議した上で定められた場所に設置すること。
第八条	軌道を敷設するに当たり核線路にあたる橋梁が脆弱であると認められる又は、その幅員が狭いと認められるときは、神奈川県知事が特許を受けた者に命じて、その橋梁を交換させる又は、拡築をさせること。 特許を受けた者においては、拡築した道路及び改築した橋梁は竣工と同時に無償で、国又は公共団体に帰属すること。 第一項により施すべき工事は予め精細な図面及び工事仕様書を以て神奈川県知事の認可を受けること。
第九条	軌道の全て、もしくは一部の工事が完了し、旅客並びに荷物の運輸を開始するとき、特許を受けた者は神奈川県知事の許可をうけること。
第十条	神奈川県知事はいつ何時も、軌道、橋梁、車両、建物等を監査し、危険だと認められるときは、改築、修理をすること。ただし、神奈川県知事においては、自らその工事を行うか、第三者が代わって工事を行うこと。
第十一条	前条の改築修理を命じたときは、神奈川県知事がその命令を執行するまで営業を停止させること。
第十二条	乗客の定員、荷物の制限、運送賃及び発車並びに営業時間は運輸開始に先駆け神奈川県知事の認可を受けること。開業後に変更を必要とする場合も同じ。
第十三条	神奈川県知事においては乗客の定員、荷物の制限、運送賃及び発車並びに営業時間の変更を必要と認めるときは、変更を受けた者にこれを命じること。
第十四条	非常又は公益の為、やむをえない事故があったときは第15条に定められている補償を、特許を受けた者に支給して、軌道停車場、停車場敷地馬匹及び車両の全て、もしくは一部の車両を専用又は買い上げること。
第十五条	前条の全部を専用する場合において月を以て専用期間を算出するときは、特許を受けた者の希望に従い、前年における平均収入額標準とする。もしくは前年の相当月の収入額を以て専用賃金を定める。日を以て専用期間を算出するときは前月平均収入額を標準とする。もしくは前年又は前月の相当日収入額を以て専用賃金を定める。 一部を専用する場合においては、特許を受けた者の希望に従い、全部の延長に対する専用部分の延長の比例を以て全部専用賃金に乗り、専用賃金を算出する。又は前項と同様の方法により、その専用部分に属する賃金を算出すること。全部を買い上げる場合においては、前6ヶ月間、その地方の金利平均率を以て前3ヶ月の純益平均年額を除き買上代価とする。 一部を買い上げる場合においては、第二項を準用して買上代価を算出する。 開業後、本条所定の年月を経過しないときは、既往営業年を標準として、平均額を算出する。

第十六条	非常の場合、又は公益の為に必要と認められる場合においては、神奈川県知事は特許を受けた者に命じて、一時通事を停止させること。
第十七条	特許を受けた者は、左に掲げる箇所の改築、修繕、掃除、撤水及び除雪をする。又はその費用を負担すること。 第一道路及び横切り下水は軌道内及びその左右2尺を通る。ただし、下水又は、小土手のある場所において、下水まで小土手の方に軌道を敷設する所は、その小土手までとする。 第二路線に張り出る曲線を設ける所又は、踏切の場所は軌道及びその前後5尺の通り。 第三橋梁の掃除、撤水及び除雪は第一の割合による。 第四橋梁の改築もしくは、修繕費の全てに対し特許を受けた者において、負担すべき歩合を定めること。 特許を受けた者の軌道と他の軌道が交差する場合においては、その交差面に係る前項の義務は関係者の分担とする。
第十八条	道路、橋梁、その他公共の工事が起きるときは、工事中、材鉄軌等を撤去すること。
第十九条	特許をうけた者は、半年ごとに営業の報告を調整し、30日以内に神奈川県知事に差し出すこと。
第二十条	神奈川県知事はいつ何時においても監督員を派遣して営業に関する事実を監査し、この命令書に背く事実があるときは、特許を受けた者を厳しく取り締まり、校正するまで営業を停止させること。
第二十一条	道路に敷設する基材、鉄軌、その他営業上必要な物件は、特許を受けた者において他に売渡、譲渡又は、義務履行の担保となる。
第二十二条	天災又は、正当の理由なくして、満6ヶ月間営業を中止していた場合は、特許を解き、特許を受けた者は、期限付きで道路を原形に戻すこと。もし、この命令に特許を受けた者が従わなかったときは、神奈川県知事自らが工事を執行するか、第三者が代わって工事を執行すること。
第二十三条	特許年限中、馬車鉄道を横断、交差し又は、その全部又は一部に並行して道路、橋梁、運河鉄道（官設、私設は別）もしくは、他の馬車鉄道又は、電気鉄道等が設けられることがあっても、特許を受けた者はこれを拒むことができる。
第二十四条	内務大臣もしくは、神奈川県知事は、非常又は、公益の為、必要と認められる事項を、特許を受けた者に命じることができる。内務大臣は公益上必要と認めるとき、この命令書を変更することができる。
第二十五条	神奈川県知事において、道路を変更し、廃道の処分を要すると認めるときは、特許を受けた者に線路を新道路、その他の場所に移させることができる。
第二十六条	営業期限満期に至る又は、中途廃業する又は、会社を解散するときは、神奈川県知事は、期限を指定して道路を原形に戻すか又は、営業の利益を見積もらない時価を以て事業に必要な物件を国、又は公共団体が買い上げること。もし、特許を受けた者が命じられた期限内に道路を原形に戻さないときは、第二十二条に準じて処分すること。
第二十七条	特許を受けた者が第三条の認可を請求しない又は、請求しても認可を得ない又は、第四条により定められている期間内に着手しない又は、第五条の保証金を差し出さないときは、特許の効力は当然消滅するものとなる。 前項に掲げられているほか、この命令書に掲げる条件に背いたときは、内務大臣はその営業を停止させる、又は特許を解き、第二十二条に準じて道路を原形にもどす。
第二十八条	発起人に与えた特許は創立総会において、この命令書を守り、営業をすることを決議しないときは、当然効力を失うものとする。
第二十九条	発起人に与えた特許は、会社を成立させないときは、当然特許を失うものとする。
第三十条	将来定められる所の法律、命令の結果として、この命令書の所定の条項に変更を来たすことがあっても特許をうけた者は、これを拒むことができる。
第三十一条	本命令書及び、その他すべて将来法律、命令により特許を受けた者において履行しないために生ずる費用及び、その義務を履行しない為、神奈川県知事が代わってこれを執行する又は、第三者に執行させた為に生ずる費用はすべて特許をうけた者の負担とする。又は、右の命令に依り特許を受けた者に対し、その損害賠償を請求することができる。
第三十二条	保証金は第十条但書及び第三十二条の費用に充てることがある。ただし、この場合に於いては直に第五条第一項の全額を補填することを要する。
第三十三条	特許が消滅する場合においては、第六条、第二十二条、第二十六条、第二十七条の処分を了した後神奈川県知事は保証金を還付する。ただし、前条により充てべき費用があるときはその残額を還付する。
第三十四条	特許を解かれる場合もしくは、特許の効力を失う場合には特許を受けた者は、特許状及び命令書を神奈川県知事が指定した期限内に神奈川県知事に還付すること。
第三十五条	特許が消滅する場合においては、神奈川県知事は期間を定めて道路を原形に戻させること。
第三十六条	特許が消滅する場合においては、国、又は公共団体が軌道、その他営業上必要となる物件の全部、又は一部を買い上げるときは、会社は最近の財産目録に記載されている物件の価格を以てこれを売り渡すべし。買収者においては、前項の価格に関し、異議があるときは、その申請により内閣総理大臣及び内務大臣は、神奈川県知事、買収者及び会社に各3名の評価委員を選定させて、その意見を徴用して、その価格を定める。本条は場合においては第三十条第二項の規定を準用する。
第三十七条	会社は、内閣総理大臣及び内務大臣の許可を得なければ、特許によって生ずる権利、義務を他人に移すことになる。
第三十八条	会社が、この命令書に基づいて為した処分により、履行すべき義務を履行しないときは、神奈川県知事自らがこれを執行するか又は、他の人にこれを行わせること。
第三十九条	会社が許可を得ないで営業を休止する又は、一部の営業を廃止したときは内務大臣及び内務大臣は、市町村に営業をさせる又は、他人に無償で会社の軌道、その他営業上必要な物件を使用させて営業させること。本条の場合においては、第三十条第二項の規定を準用する。
第四十条	この命令書及びこの命令書に基づいて為した処分により、会社が履行すべき義務の為に生ずる費用並びに第十八条第二項及び第三十八条の費用は全て会社の負担とする。この命令書に基づいて為した処分により、会社が損害を受けることがあったらその賠償を請求することができる。
第四十一条	特許が消滅する場合において、会社は特許状及びこの命令書を神奈川県知事の定めた期日までに返納するべし。
第四十二条	会社は第八条第二項の許可を得るまでは、明治三十九年九月二十日神甲二〇二号を以て下付する命令書を守って馬車鉄道の営業をすること。
第四十三条	会社は、神奈川県知事の許可を得なければ、動力変更工事もしくは、準備の為の運輸を休止することになる。

※「命令書」(二宮町所蔵 森徳隣家文書、11-3)を基に作成。

たことがわかった。つまり、地域と密着し、地域に利益を誘導する創立の意志をもっていたことがわかった。これは先行研究では明らかにされていない記述である。

続く、【史料7】(明治37年6月10日)からは秦野～吾妻間、厚木～平塚間、平塚～秦野間の3線を一緒に起工することが難しいので、ひとまず秦野往還(平塚～秦野間)・埼玉往還(厚木～平塚間)の2線を取り消して、「命令書」(【史料2】)第一条にある秦野～吾妻間の1線にしてくださいようお願いしたいとあった。

軌道敷設は、途中で期限を変更したり、新しく軌道を敷設しなければならない場所が出てきたりとなかなか思うようにはいかず、3線同時に起工できるかも怪しくなり、結局厚木～平塚間(埼玉往還)、平塚～秦野間(秦野往還)の2線を取り消して吾妻秦野間の1線だけとなったことで当初の予定が崩れてしまったことがわかる。また上申書には「公私の利便を図り、殖産を増進させたい」や「資本の集中を緩やかにして経済の激変を防ぎたい」など、現代の企業のように資金を貯めこみ、利益を優先する企業とは異なり、自分が利益を得るよりも、まず地域の利益を考えるとすることを優先していたことがわかる。これは、企業としては珍しい献身的な精神である。よってこの会社は地域やその周辺の住民のために創られた会社であるといえる。

(2)「請願書」(【史料8】)より

【史料8】(明治38年3月)の請願書からは、「今回、神奈川県中郡二宮駅官設鉄道停車場を起点として同郡秦野町に至る里道に馬車鉄道を敷設して一般運輸業を営むため、湘南馬車鉄道株式会社を組織し、目下工事中で本年秋までに竣工し営業を開始したいと思っております。そもそも当会社設立の意図は、ただ単に利益を収める目的のみではなく、ただただ、地方産業の増進を図るため計画かつ、当秦野葉煙草収納所、同製造所において最も多量な煙草運輸の出入りがあることを信じ、会社は特に運輸費額の安さと取扱いの親切丁寧を旨とし、また運輸先の到着日限を間違えないよう努め、かつて取り決めた会社創立の素志に万事背かないように注意することです。工事竣工を告げて業務開始の節は前期の次第を御諒察の上、何卒当会社に運輸の御下命をください。」とあった。

大体は上申書と同じような内容だったがこれには、「そもそも当会社設立の意図は、ただ単に利益を収める目的のみではなく、ただただ、地方産業の増進を図るため計画かつ、当秦野葉煙草収納所、同製造所において最も多量な煙草運輸の出入りがあることを信じ」という会社設立の具体的な意図、そして「会社は特に運輸費額の安さと取扱いの親切丁寧を旨とし、また運輸先の到着日限を間違えないよう努め、かつて取り決めた会社創立の素志に万事背かないように注意する」と今でいう会社のポリシーがみられる。これらには「地方産業＝煙草産業を増進したい」「沢山の人々に利用してほしい」という発起人たちの強い思いがあったに違いない。

第3章 湘南馬車鉄道の跡を辿って

私たちは史料を読解していく内に、実際の湘南馬車鉄道の通った軌跡を自分たちの足で歩いてみたいと思うようになった。そこで、2018年7月16日に、日本史研究部の部員総勢6名と顧問2名で、現在のJR二宮駅北口に集合し、当時湘南馬車鉄道の秦野駅があった現在のNTT秦野中央を目指して湘南馬車鉄道の跡を歩いた。当日は酷暑でおよそ10km歩くのは非常に大変だった。しかし、実際に歩いてみると興味深い発見がいくつかあった。

JR二宮駅北口を出発してすぐ、湘南馬車鉄道二宮駅跡の記念碑が見つかった(【図14】)。碑の近くには「湘南軽便駐輪場」という駐輪場があった(【図15】)。実はここには、2018年2月まで「湘

南軌道株式会社本社社屋跡」があった（【図8】）。残念ながら現在は、解体され、駐輪場となってしまっている。駐輪場をあとにして、葛川という川を何度も渡った（【図16】）。道中にある橋は湘南馬車鉄道が走っている当時からあったと考えられるが、橋脚の年号をみるに、昭和期に架け替えられた様子だった。新幹線の高架をくぐり、旧中里駅跡の記念碑に到着した（【図17】）。碑には、少し北側には待避線の施設が設けられていたと書かれていた。しかし、開発により周りには当時の面影は感じられなかった。

旧中里駅跡の記念碑を過ぎて、沿道を歩いていると畑の斜面に「二坦道」という石碑を見つけた（【図18】）。それは、半分土に埋まっていたが年号を確認することができ、「大正十二年四月吉日」とあった。この石碑には人名も書かれていたので、湘南馬車鉄道の発起人の名前があるか確認したが見つからなかった。しかし、年号から湘南馬車鉄道の後身である湘南軽便鉄道が走っていた時代に当てはまることがわかった。

石碑を過ぎて、旧一色駅跡の記念碑に到着する（【図19】）。やはり開発によって当時の面影はなかったが、近くに森がありすごく閑静なところであった。旧一色駅跡の記念碑を過ぎて、中井町と二宮町の境界に架かる「堺橋」という橋に到着した（【図20】）。その橋の年号を確認したところ「大正十四年一月成」とあった。これも湘南軌道が走っていた時代に当てはまることから当時実際に使われていただろうと推測される。橋を渡った直後、中井町サイドの沿道で謎のレールを見つけた（【図21】）。しかし、レールの幅員が異なることから、湘南馬車鉄道のものではないと思われる。

しばらく行くと旧下井ノ口駅跡の記念碑に到着した（【図22】）。近くには大きな銀杏の木があった。巨木であるため当時からあったと考えられる。旧下井ノ口駅跡の記念碑を過ぎてすぐに、急カーブが2つほどあった（【図23】）。この急カーブは湘南馬車鉄道の軌道敷設予定地であるの地図（【図33】）にも同じようなクランクが存在するため、当時からあると考えられる。

昼食は道沿いのスーパーでとった。昼食後、再出発してすぐ上井ノ口駅跡の記念碑に到着した。やはり、開発で周囲に当時の面影はなかった。さらにこの上井ノ口駅を過ぎてからは、湘南馬車鉄道が走っていた軌道の跡はわかりづらくなっていた。

新しい道を通って秦野市に入った。秦野市に入ると、目の前には今まで見ることができなかった大山が雄大に聳えていた。東名高速道路の「秦野中井IC」を過ぎて（【図25】）、裏道へ進む。秦野市内に入ると、ところどころに「軽便みち」と書かれた石柱があった（【図26】）。そして旧大竹駅跡の記念碑に到着した（【図27】）。碑には当時の大竹駅の写真が載っていた。旧大竹駅跡の記念碑をあとにして、小田急小田原線の高架の付近に「逆川橋」という橋を見つけた（【図28】）。年号を確認したところ「大正十三年十二月」とあった。これも湘南軌道が走っていた時代に当てはまることから実際に使われていたことが推測される。

橋を渡って、さらに進むとまた開発によって道がよくわからなくなっていた。歩けそうな道を進み、室川を渡る。文献には当時室川には、橋が架かっていたそうだが、そうした遺構は見つけられなかった。すぐに水無川に出る。当時橋脚の跡があった場所には現在石が置かれていた（【図29】）。それを渡る最中、川底には橋脚のコンクリート跡と思われるものがあった。

水無川を渡り、旧台町駅跡の記念碑に到着する（【図30】）。碑を過ぎて、裏道へ進む。道路は緩やかなカーブが続いており、いかにも馬車鉄道が通っていたような雰囲気が出た（【図31】）。そして、イオン秦野店前の旧秦野駅跡の記念碑に到着した（【図32】）。旧秦野駅はイオン秦野店南側の現在のNTTビルにあった。

軌道跡を巡る前は、大きく湘南馬車鉄道のレールの跡に改変されたところがあるのではないかと

思っていたが、実際に歩いてみて、一部開発により不明なところもあったが、森徳隣家文書に残されていた馬車鉄道布設予定地の地図（【図34】）とほぼ同じルートを通っていた。また、【史料2】の「命令書」の第三条のまま残っているか見たが、道路敷設により当時の面影はなかった。しかし、2つの橋が実際に使われていたと考えると感慨深く感じられた。また、解体されてしまった本社社屋が見られなかったのは残念だったが、約10km歩いて発見できたことは、それに匹敵するものだったのではないかと感じた。

おわりに

今回の研究を通して、私の湘南馬車鉄道へのイメージは変化していった。湘南軌道の社長を務めていた森徳隣家文書には、その古文書には発起人32人をはじめ、様々な工事方法や発起人の湘南馬車鉄道への思い、湘南馬車鉄道の設立の目的が記述されていた。

特に私は「湘南馬車鉄道は煙草運輸や物流に役立った」と思っていたが、請願書には「湘南馬車鉄道は単に煙草運輸を営んで収益を得るだけでなく、地方産業の発達と増進を図るために設立する」という記述がありイメージとは異なった。つまり、湘南馬車鉄道は地域に密着した鉄道を目指していたと考えられる。これは、先行研究や参考文献にはない記述である。

一方で、参考文献である『湘南軽便メモワール』には、湘南馬車鉄道の運賃の値上げの話や経営が困難であった話などが載せられていた。そこからは湘南馬車鉄道は何度も運賃値上げが行われ、実際の経営が苦しく赤字経営であったことがわかった。ここからは、湘南馬車鉄道は当初、運輸費が安く、取り扱い親切丁寧を旨とし、たくさんの人々に利用してほしいという会社のポリシーがある反面、営業が苦しく矛盾した経営をしてきていたことがわかった。湘南馬車鉄道の葛藤が垣間見える。

こうした湘南馬車鉄道の研究をしていく内に、私たちは湘南馬車鉄道の軌跡を歩いてみたくなった。実際に湘南馬車鉄道の跡を歩いてみたところ、開発によって一部は分からなかったものの当時の面影と思われるカーブや橋があった。当時、馬力で走っていたと考ええると坂が多く、「当時は旅客が車両を押すこともあった。」という言い伝えは本当のように思った。

湘南馬車鉄道が与えた影響は小さいかもしれないが、いかに地域に密着し、地域の利益を考えていたのかが今回の研究でよくわかった。

今後はこうした矛盾を抱えつつも運行を続けた湘南馬車鉄道が、湘南軽便鉄道、湘南軌道と移り変わる中で、どのようにして廃業を迎えたのかについて研究していきたい。

脚注

- 1 十文字義之「くらしと産業を支えた小鉄道～湘南軌道の軌跡求めて」（『郷土神奈川』54号、2016年）35頁。
- 2 石塚利雄、諸星重春「湘南馬車鉄道について」（『秦野市史研究』第8号、1988年）より引用。
- 3 2018年2月に解体された。
- 4 これは秦野や二宮が所属した淘綾郡などを指していると考えられる。

参考文献

- ・十文字義之「くらしと産業を支えた小鉄道～湘南軌道の軌跡求めて」(『郷土神奈川』54号、2016年)
- ・渡邊喜治『湘南軽便メモワール』(リフレ出版、2012年)
- ・近藤尚弘「秦野における地域交通の発達とその特徴 ～軽便鉄道を中心として～」(『秦野市史研究』第21号、2002年)
- ・石塚利雄、諸星重春「湘南馬車鉄道について」(『秦野市史研究』第8号、1988年)
- ・秦野市・中井町・二宮町・大磯町広域行政推進協議会『湘南を走った小さな汽車：湘南軽便鉄道－世紀記念事業』(秦野市・中井町・二宮町・大磯町広域行政推進協議会/編、2013年)
- ・『神奈川県史通史編6 近代・現代(3)産業・経済1』(神奈川県県民部県史編集室、1981年)
- ・『秦野市史第五卷近代史料2』(秦野市、1986年)
- ・『秦野市史通史3 近代』(秦野市、1992年)
- ・『二宮町史通史編』(二宮町、1994年)
- ・『二宮町史資料編2 近代現代』(二宮町、1992年)
- ・「湘南軽便鉄道 開業100周年」(『にのみやまちとしょかん図書館だより』、2006年)
- ・『二宮町近代史話』(二宮町教育委員会、1985年)
- ・『ふるさと見つけた軽便鉄道』(秦野青年会議所、1983年)
- ・『秦野の近代交通』(秦野市教育研究部、2000年)
- ・『ふるさと再発見5』(二宮町教育委員会、2006年)
- ・『二宮町史史料所在目録第2集 二宮・山西地区』(二宮町、1991年)
- ・『二宮町史資料所在目録第3集 川匂地区・町外・補遺』(二宮町、1992年)

調査協力

二宮町ラディアン、中山史奈子氏(二宮町職員)、秦野市立桜土手古墳展示館、関口貴子氏(学芸員)

日本史研究部顧問

桐生海正先生、関口康弘先生

(追記) レポート作成に当たり、多くの方にご協力いただきました。本当にありがとうございました。

図表編

図1 二宮町のラディアンでの史料調査の様子
(2018年5月23日撮影)



図2 湘南軌道の切符（二宮町所蔵）



図3 湘南軌道の客車内の写真（二宮町所蔵）



図4 水無川を渡る湘南軌道（二宮町所蔵）



図5 湘南軌道秦野駅の写真（二宮町所蔵）



図6 川沿いを走る湘南馬車鉄道（二宮町所蔵）



図7 湘南軌道の蒸気機関（二宮町所蔵）



図8 二宮の湘南軌道株式会社本社社屋(二宮町所蔵)



図9 湘南軌道秦野駅貨物ホーム (二宮町所蔵)



図10 湘南軌道大竹駅の写真 (二宮町所蔵)



図11 湘南軌道蒸気機関の脱線転覆事故の写真 (二宮町所蔵)



図12 水無川にあった湘南軌道の橋脚跡(二宮町所蔵)



図13 森徳隣家文書(二宮町所蔵)…これ以降の史料番号は二宮町で作成された仮目録番号による。



図14 湘南馬車鉄道旧二宮駅記念碑 (2018年7月16日撮影)



図15 湘南軌道株式会社本社社屋があった湘南軽便駐輪場 (2018年7月16日撮影)



図16 葛川を渡る様子 (2018年7月16日撮影)



図17 湘南馬車鉄道旧中里駅記念碑 (2018年7月16日撮影)



図18 沿道にあった「二担道」の石碑 (2018年7月16日撮影)



図19 湘南馬車鉄道旧一色駅の記念碑 (2018年7月16日撮影)



図20 二宮町と中井町に架かる「堺橋」 (2018年7月16日撮影)



図21 堺橋付近にある謎のレール (2018年7月16日撮影)



図22 湘南馬車鉄道旧下井ノ口駅記念碑
(2018年7月16日撮影)



図23 下井ノ口の急カーブ(2018年7月16日撮影)



図24 湘南馬車鉄道旧上井ノ口駅記念碑
(2018年7月16日撮影)



図25 秦野中井インターチェンジ付近。秦野市へ
入る (2018年7月16日撮影)



図26 「軽便みち」の石柱 (2018年7月16日撮影)



図27 「軽便みち」の石柱と湘南馬車鉄道旧大竹駅
記念碑 (2018年7月16日撮影)



図28 「逆川橋」の写真 (2018年7月16日撮影)



図29 水無川の橋脚があった場所
(2018年7月16日撮影)



図30 湘南馬車鉄道旧台町駅記念碑
(2018年7月16日撮影)



図31 緩やかなカーブ (2018年7月16日撮影)



図32 湘南馬車鉄道旧秦野駅記念碑
(2018年7月16日撮影)



図33 森徳隣家文書（「道路片側往来止御許可願3通及び地図」、15・20）

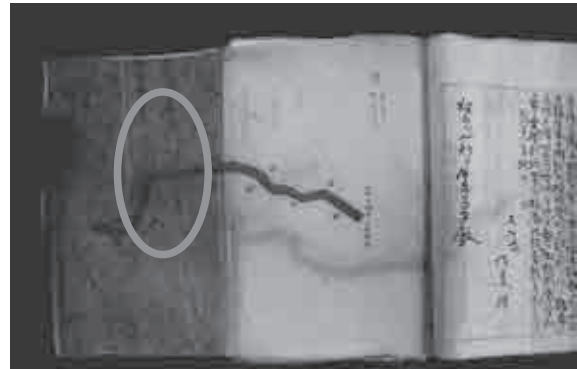


図34 森徳隣家文書（「原図 湘南馬車鉄道 乗車場一覧図」、仮目録番号なし）



史料編

【史料1】「特許状」(二宮町所蔵 森徳隣家文書、11-2)

神甲第二〇二号

特許状

湘南馬車鉄道発起人
神奈川県中郡高部屋村上粕屋四百二十三番地
山口 喜十郎
全県全郡吾妻村二宮七百六十二番地
伊達 時
全県全郡大根村落幡二千百十三番地
岩田 俊平
全県全郡相川村戸田千七百三十四番地
米山 嘉三郎
全県全郡平塚町平塚二千五番地
尾崎 作次郎
全県全郡吾妻村二宮三百三十六番地
田中 喜次郎
全県全郡全村全百四十七番地
池田 彌三郎
全県全郡全村全七百十番地
松平 友三郎
全県全郡全二千百十一番地
池田 仙二郎
全県全郡全村中里千二十二番地
五島 三之助
全県全郡全村全千五十一番地
水島 傳次郎
全県全郡全村全五百七十七番地
脇庄 三郎
全県全郡全村一色千百七十七番地
井上 仁三郎
全県全郡全村全千百三十二番地
宮田 喜太郎
全県全郡全村七百八十一番地
露木 正勝
全県足柄上郡井ノ口村八百八十八番地
大島 敬義
全県全郡全村七百六十四番地
加藤 内蔵之助
全県全郡全村九百四十五番地

尾上 仁右衛門
全県全郡全村四千四十九番地
植木 寅松
全県中郡南秦野村西大竹二百六十五番地
高橋 条蔵
全県全郡全百五十八番地
高橋 元司
全県全郡全村全百八十一番地
高橋 茂右衛門
全県全郡秦野町上大槻千二十八番地
大野 興五右衛門
全県全郡南秦野村今泉千八十九番地
栗原 宣太郎
全県全郡全村尾尻九十八番地
梅原 逸太郎
全県全郡全村今泉九百九十番地
小泉 芳太郎
全県全郡秦野町曾屋二千六百十八番地
三武 忠蔵
全県全郡全町二千九百六十四番地
佐野 義職
全県全郡大根村落幡八百二番地
芦川 猪三郎
全県全郡金田村寺田繩千三百七十二番地
吉川 長五郎
全県足柄郡井ノ口村三千八百四十一番地
松平 菊次郎
全県中郡吾妻村山西三百六十番地
西山 豊八
全県全郡全村全三百五十九番地
脇 伊三郎

右ノ者ニ對シ別紙命令書ヲ遵守シ馬車鐵道ヲ布設シ一般運輸ノ業ヲ營ムコトヲ特許ス

明治三十四年九月廿日

内務大臣男爵内海 忠勝

神甲第一五七号

右臚本下付ス

明治三十七年十二月五日

内務省

【史料2】「命令書」（二宮町所蔵 森徳隣家文書、11-3）

神甲第202号

命令書

第一条 今般 湘南馬車鐵道株式会社

發起人山口喜十郎外三拾式名ニ特許シタル馬車鐵道營業ハ神奈川縣中郡平塚町ヨリ神田村ヲ經テ愛甲郡厚木町至ル間中郡平塚町ヨリ金目村ヲ經テ秦野町ニ至ル間及ヒ中郡吾妻村ヨリ足柄上郡井ノ口ヲ經テ中郡秦野町ニ至ル間仮定県道及里道ノ上ニ鐵キ布設シ一般運輸ノ業ヲ営ムモノトス

第二条 馬車鐵道營業年限ハ明治五十四年九月三十日迄トス

第三条 特許ヲ受ケタル者ハ本命令書下付ノ日ヨリ起算シ埼玉往還及秦野往還ハ一ヶ年以内吾妻秦野間里道ハ八ヶ月以内ニ左ノ各号ニ準據シ線路実測図面工事方法書工費豫算書ヲ請フヘシ前項記載ノ事項エシテ爾後變更ヲ要スルモノハ其都度變更ニ認可ヲ請フヘシ

一 軌道ノ幅員ハ内法式尺五寸トス

二 鐵軌ハヴイリノール式ニシテ其重量ハ一碼ニ付十六封度以上トス

三 鐵軌間ノ全部及其左右各壹尺五寸通りハ砂利又ハ木石ヲ填メ道路面ト高低ナカラシムヘシ

四 鐵道ヲ布設スルニ當リ其道路ハ左ノ幅員ヲ有スルヲ要ス單線軌道ノ場合ニ於テハ兩側人家連檐ノ場所若ハ連檐スヘキ豫定、場所ハ四間以上其他ハ三間以上トス複線軌道ノ場合ニ於テハ兩側人家連檐ノ場所若ハ連檐スヘキ豫定・場所ハ五間以上其他ハ四間以上トス

右ノ制限ニ充タサル道路ハ特許ヲ受ケタル者ニ於テ其制限ヲ充ス迄ニ之ヲ擴築スルニアラサンハ軌道ヲ布設スルコトヲ得ス

五 軌道ハ兩側人家連檐ノ場所若ハ連檐スヘキ豫定ノ場所ニ於テハ道路ノ中央ニ之ヲ布設シ其他ハ道路ノ一方ニ偏シテ路端ヨリ車体外二尺以上ノ地ヲ余シ之ヲ布設スヘシ

六 軌道ハ車体外ノ一側ニ二間以上ノ幅員ヲ存シ之ヲ布設スヘシ但仮定縣道ニ存テハ並木敷溝渠敷及電信柱街燈郵便函其他道路上ノ建設物ヨリ其側ノ路端迄ノ敷地ハ其幅員ニ算入セス

兩側人家連檐ノ場所ニシテ單線軌道ノ場合ニ四間以上複線軌道ノ場合ニ五間以上ノ幅員ヲ有スルモ軌道ヲ道路ノ中央ニ布設スルトキ車体外ノ一側ニ二間ノ幅員ヲ存スルニ於テ一方ニ偏シテ軌道ヲ布

第四条 特許ヲ受ケタル者ハ第三条ノ許可ヲ得タル日ヨリ六ヶ月以内ニ軌道布設ニ着手シ着手ノ日ヨリ十二ヶ月以内ニ軌道布設ヲ竣功スヘシ但天災其他神奈川縣知事ニ於テ正當ト認ル理由アリテ期限内ニ竣功スルコト能ハサルトキハ相當ノ延期ヲ興フルコトアルヘシ

第五条 特許ヲ受ケタル者ハ保證金トシテ工費豫算額ノ五十分ノ一以上ニ當ル全額若ハ日本銀行擔保價格ヲ以テ計算シ此金額ニ相當スル國債證書ヲ横濱本金庫ニ預ケ入レ其保管證書ヲ得（記名國債證書ナレハ讓渡證書ヲ添ヘ）神奈川縣知事、指定シタル期限迄ニ之ヲ神奈川縣知事ニ差出シ置クヘシ

前項保證金差出後工費豫算ニ差額ノ増額アルトキ又ハ國債證書ノ価格非常ニ下落シタルトキハ神奈川縣知事ハ本条ノ割合ニ依リ保證金ヲ増加セシムルコトアルヘシ但減額アルトキハ之ヲ減少スルコトナシ

第六条 特許ヲ受ケタル者ハ於テ第四条ニ定メラントル期日以内ニ工事ヲ竣功セス或ハ半途ニシテ工事ヲ廢シ又ハ滿三ヶ月間工事ヲ中止シ更ニ起工セサル時ハ特許ヲ解クモノトス此場合ニ於テハ神奈川縣知事ハ特許ヲ受ケタル者ニ命ジ期限ヲ附シテ道路ヲ原形ニ復セシムルコトヲ得若シテ特許ヲ受ケタル者ニ於テ其命令ヲ遵行セサルトキハ神奈川縣知事自ラ其工事ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ代ツテ之ヲ執行ヤシムルコトアルヘシ

第七条 軌道ヲ布設スルニ當リ用悪水路ノ疏通ノ為メ必要ナル溝渠又ハ暗渠ハ關係者ト協議ノ上定メタル場

- 所ニ之シ設置スヘシ
- 第八条 軌道ヲ布設スルニ當リ核線路ニ當ル橋梁脆弱ナリト認ムルカ又ハ其幅員狹隘ナリト見認ムルトキハ神奈川縣知事ハ特許ヲ受ケタル者ニ命シテ其架換又ハ擴築ヲ為サシムルコトアルヘシ
特許ヲ受ケタル者ニ於テ擴築シタル道路及改築シタル橋梁ハ竣功ト同時ニ無償ニテ國又ハ公共団体ノ有ニ帰ス
- 第九条 第一項ニ依リ施工スヘキ工事ハ豫メ精細ナル図面及工事仕様書ヲ以テ神奈川縣知事ノ認可ヲ受クヘシ
軌道ノ全部若ハ一部ノ工事竣工シ旅客并ニ荷物ノ運輸ヲ開始セントスルトキハ特許ヲ受ケタル者ハ神奈川縣知事ノ許可ヲ受クヘシ
工事カ工事方法ニ違反スルモノト認ムルトキハ神奈川縣知事ハ其改築ヲ命スヘシ
- 第十条 神奈川縣知事ハ何時ニテモ軌道橋梁車輛建物等ヲ監査シ危険ナリト認ムルトキハ改築修理ヲ為サシムヘシ但神奈川縣知事ニ於テハ自ラ其改築修理ヲ為シヌハ第三者ヲシテ代ッテ之ヲ為サシムルコトアルヘシ
- 第十一条 前条ノ改築修理ヲ命シタルトキハ神奈川縣知事ハ特許ヲ受ケタルモノニ於テ其命令ヲ執行シアル迄其營業ヲ停止セシムルコトアルヘシ
- 第十二条 乗客ノ定員荷物ノ制限運送賃及発車並ニ営業時間ハ運輸開始ニ先ケ神奈川縣知事ノ認可ヲ受クヘシ但開業後変更ヲ要スル場合モ又同シ
- 第十三条 神奈川縣知事ニ於テ乗客ノ定員荷物ノ制限運送賃及発車並ニ営業時間ノ変更ヲ必要ト認ムルトキハ之カ変更ヲ受ケタル者ニ命スルコトアルヘシ
- 第十四条 非常又ハ公益ノ為メ己ムヲ得サル事故アルトキハ第十五条ニ定メタル補償ヲ特許ヲ受ケタル者ニ給與シテ軌道停車場、停車場敷地馬匹及車輛ノ全部若ハ一部ヲ専用シ又ハ之ヲ買上ルコトアルヘシ
- 第十五条 前条全部専用ノ場合ニ於テ月ヲ以テ専用期間ヲ算スル時ハ特許ヲ受ケタル者、望ニ従ヒ前年ニ於ケル平均収入月額ヲ標準トシ若クハ前年ノ相當月ノ枚入額ヲ以テ専用賃錢ヲ定メ日ヲ以テ専用期間ヲ算スルトキハ前月平均枚入日額ヲ標準トシ若ハ前年又ハ前月ノ相當日枚入額ヲ以テ専用賃用賃錢ヲ定ム
一部専用ノ場合ニ於テハ特許ヲ受ケタル者ノ望ニ従ヒ全部ノ延長ニ對スル専用部分ノ延長ノ比例ヲ以テ全部専用賃錢ニ乘シ専用賃錢ヲ算出シ又ハ前項ト同様ノ方法ニ依リ其専用部分ニ屬スル賃錢ヲ算出スルコトヲ得
前条全部買上ノ場合ニ於テハ前六ヶ月間其地方ノ金利平均年率ヲ以テ前三ヶ年間ノ純益平均年額ヲ除シ買上代価トス一部買上ノ場合ニ於テハ第二項ヲ準用シテ買上代価ヲ算出ス開業ノ後本条所定ノ年月ヲ經過セサルトキハ既往營業年月ヲ標準トシ平均額ヲ算出ス
- 第十六条 非常場合又ハ公益ノ為メ必要ト認ムル場合ニ於テハ神奈川縣知事ハ特許ヲ受ケタル者ニ命シテ一時通事ヲ停止セシムルコトアルヘシ
- 第十七条 特許ヲ受ケタル者ハ左ニ掲ケル箇所ノ改築、修繕、掃除、徹水、及除雪ヲ為シ又ハ其費用ヲ負擔スヘシ
第一道路及横切下水ハ軌道内及其左右二尺通但下水又ハ小土手アル場所ニ於テ下水迄小土手ノ方ニ軌道ヲ布設スル所ハ其小土手迄トス
第二路線ニ張出シ曲線ヲ設ケルケ所又ハ踏切ノ場所ハ軌道及其前後五尺通
第三橋梁ノ掃除撤水及除雪ハ第一ノ割合ニ依ル
第四橋梁ノ改築若ハ修繕費ノ全部對シテ特許ヲ受ケタル者ニ於テ負擔スヘキ歩合ヲ定ム
特許ヲ受ケタル者ノ軌道ト他ノ軌道ト交叉スル場合ニ於テハ其交叉面ニ係ル前項ノ義務ハ關係者ノ負擔トス

- 第十八条 道路橋梁其他公共ノ工事ン起ストキハ工事中其材鉄軌等ヲ撤去セシムルコトヲ得
- 第十九条 特許ヲ受ケタル者ハ半年毎ニ營業ノ報告ヲ調製シ三十日以内ニ神奈川県知事ニ差出スヘシ
- 第二十条 神奈川県知事ハ何時ニテモ監督員ヲ派シテ營業ニ関スル事實ヲ監査セシタ此命令書ニ達背セル事實アルトキハ之ヲ督責シ特許ヲ受ケタルモノニ於テ之ヲ校正スル迄營業ヲ停止セシムルコトアルヘシ
- 第二十一条 道路ニ布設セル基材鉄軌其他營業上必要ノ物件ハ特許ヲ受ケタル者ニ於テ他ニ売渡讓渡又ハ義務履行ノ擔保ト為スコトヲ得ス
- 第二十二条 天災又ハ正當ノ理由ナリシテ滿六ヶ月間營業ヲ中止シタルトキハ特許ヲ解キ特許ヲ受ケタル者ニ命シ期限ヲ付シテ道路ヲ原形ニ復セシムルコトヲ得若シ此命令ニ従ハサルトキハ神奈川県知事ニ於テ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ代リテ之ヲ執行セシムルコトアルヘシ
- 第二十三条 特許年限中該馬車鉄道ヲ横斷交差シ又ハ其全部又ハ一部ニ並行シテ道路橋梁運河鉄道（官設私設ノ別ナリ）若ハ他ノ馬車鉄道又ハ電氣鉄道等ヲ設リルコトアルモ特許ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒ムヲ得ス
- 第二十四条 内務大臣若ハ神奈川県知事ハ非常又ハ公益ノ為メ必要ト認ムル事項ヲ特許ヲ受ケタル者ニ命スルコトアルヘシ
内務大臣ハ公益上必要ト認ムルトキ此命令書ヲ更改スルコトアルヘシ
- 第二十五条 神奈川県知事ニ於テ道路ヲ變更シ廢道ノ處分ヲ要スト認ムルトキハ特許ヲ受ケタル者ヲシテ該鐵路ヲ新道路又ハ其他ノ場所ニ移サシムルコトアルヘシ
- 第二十六条 營業年限滿期ニ至リ又ハ中途廢業シ又ハ会社解散シタルトキハ神奈川県知事ハ期限ヲ指定シテ道路ヲ原形ニ復セシムルカ又ハ營業ノ利益ヲ見積ラサル時価ヲ以テ事業ニ必要タル物件ヲ國又ハ公共團體ニ於テ買上ルコトアルヘシ
若シ特許ヲ受ケタル者ニ於テ命セラレタル期限内ニ道路ヲ原形ニ復セサルトキハ第二十二条ニ準シテ處分スルコトアルヘシ
- 第二十七条 特許ヲ受ケタル者ニ於テ第三条ノ認可ヲ請求セサルカ又ハ請求スルモ認可ヲ得サルカ又ハ第四条ニ依リ定メラレタル期間内ニ着手セサルカ又ハ第五条ノ保證金ヲ差出ササルトキハ特許ノ効ハ當然消滅スルモノトス
前項ニ掲ケタルモノノ外此命令書ニ掲ケル条件ニ達背シタルトキハ内務大臣ハ其營業ヲ停止セシメ又ハ特許ヲ解キ第二十二条ニ準シテ道路ヲ原形ニ復セシムルコトアルヘシ
- 第二十八条 發起人ニ與ヘタル特許ハ創立總會ニ於テ此命令書遵奉シ營業ヲ為スヘキコトヲ決議スルニアラサレハ當然其効ヲ失フモノトス
- 第二十九条 發起人ニ與ヘタル特許ハ会社成立セサルトキハ當然其効ヲ失フモノトス
- 第三十条 將來定メラルル所ノ法律命令ノ結果トシテ此命令書所定ノ條項ニ變更ヲ來スコトアルモ特許ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒ムコト得ス
- 第三十一条 本命令書及其他總テ將來法律命令ニ依リ特許ヲ受ケタル者ニ於テ履行セサルヲ得サル為ニ生スル費用及其義務ヲ履行セサル為メ神奈川県知事カ代リテ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ執行セシメタル為ニ生スル費用ハ總テ特許ヲ受ケタル者ノ負擔トス又ハ右ノ命令依リ特許ヲ受ケタル者ニ於テ如何ナル損害ヲ蒙ルコトアルモ其賠償ヲ請求スルコト得ス
- 第三十二条 保證金ハ第十条但書及第三十一条ノ費用ニ充用セラル、コトアルヘシ但此場合ニ於テハ直ニ第五条第一項ノ全額ヲ填補スルコトヲ要ス
- 第三十三条 特許ノ消滅シタル場合ニ於テハ第六条第二十二条第二十六条第二十七条ノ處分ヲ了シタル后神奈川県知事ハ保證金ヲ還付ス但前條ニ依リ充用スヘキ費用アルトキハ其殘額ヲ還付ス
- 第三十四条 特許ヲ解カレタル場合若クハ特許ノ効ヲ失ヒタル場合ニハ特許ヲ受ケタル者ハ特許狀及本命令書ヲ

神奈川県知事ノ指定シタル期限内ニ神奈川県知事ニ還付スヘシ

- 第三十五条 特許ノ消滅シタル場合ニ於テハ神奈川県知事ハ期間ヲ定メテ道路ヲ原形ニ復セシムルコトアルシ
- 第三十六条 特許ノ消滅シタル場合ニ於テハ国又ハ公共団体カ軌道其ノ他営業上必要ナル物件ノ全部又ハ一部ヲ買収セムトスルトキハ会社ハ最近ノ財産目録ニ記載シタル物件ノ価格ヲ以テ之ヲ売渡スヘシ
買収者ニ於テ前項ノ価格ニ関シ異議アルトキハ其ノ申請ニ依リ内閣総理大臣及内務大臣ハ神奈川県知事、買収者及会社ヲシテ各三名ノ評価委員ヲ選定セシメ其ノ意見ヲ徴シテ其ノ価格ヲ定ム本条ハ場合ニ於テハ第三十条第二項ノ規定ヲ準用ス
- 第三十七条 会社ハ内閣総理大臣及内務大臣ノ許可ヲ得ルニ非サレハ特許ニ因リテ生スル権利義務ヲ他人ニ移スコトヲ得ス
- 第三十八条 会社ニ於テ此ノ命令書ニ基キ為シタル処分ニ依リ履行スヘキ義務ヲ履行セサルトキハ神奈川県知事ハ自ら代テ之ヲ執行シ又ハ他人ヲシテ之ヲ執行セシムルコトアルヘシ
- 第三十九条 会社カ許可ヲ得シテ営業ヲ休止シ又ハ一部ノ営業ヲ廃止シタルトキハ内務大臣及内務大臣ハ市町村ヲシテ営業ヲ為サシメ又ハ他人ヲシテ無償ニテ会社ノ軌道其ノ他営業上必要ナル物件ヲ使用シ営業ヲ為サシムルコトアルヘシ
本条ノ場合ニ於テハ第三十条第二項ノ規定ヲ準用ス
- 第四十条 此ノ命令書及此ノ命令書ニ基キテ為シタル処分ニ依リ会社ニ於テ履行スヘキ義務ノ為ニ生スル費用並第十八条第二項及第三十八条ノ費用ハ総テ会社ノ負擔トス
此ノ命令書ニ基キテ為シタル処分ニ因リ会社ニ於テ損害ヲ受クルコトアルモ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス
- 第四十一条 特許ノ消滅シタル場合ニ於テハ会社ハ特許状及此ノ命令書ヲ神奈川県知事ノ定メタル期日迄ニ返納スヘシ

附 則

- 第四十二条 会社ハ第八条第一項ノ許可ヲ得ルマテハ明治三十四年九月二十日神甲第二〇二号ヲ以テ下付シタル命令書ヲ遵奉シ馬車鉄道ノ営業ヲ為スコトヲ得
- 第四十三条 会社ハ神奈川県知事ノ許可ヲ得ルニ非サレハ動力變更工事若ハ準備ノ為運輸ヲ休止スルコトヲ得ス

明治三十四年九月廿日

内務大臣男爵 内海 忠勝

神甲第一五七号

右謄本下付ス

明治三十七年十二月五日 内務省

【史料3】「起工申請期限変更願」（二宮町所蔵 森徳隣家文書、11-6）

起工申請期限変更願

明治三十四年九月特許相受ケ候馬車鉄道三線路ノ軌道ニ関スル工事ハ御命令ニ遵ヒ御指定ノ期限内ニ各線路ノ工事施行認可ノ出願可仕ハ勿論ノ義ニ付明治三十五年四月二十八日吾妻秦野間ニ於ケル線路ノ工事施行認可出願ニ引続キ他ノ二線路ノ事業施行認可ノ義出願可仕筈ノ處各線路毎ニ区分シテ順次起工スルニアラサレバ事業経営上支障ヲ生スル場合多ク且經費ニ及ホス影響モ尠カラサル次第ニ付平塚厚木間平塚秦野間ノ二線路ニ係ル工事ハ已ニ工事施行ヲ出願セル吾妻秦野間ノ線路起工ノ場合ニ至リタル後更ニ施行認可出願候様致シ度候間右ニ線路ノ起工認可申請期限ヲ参ケ月以上ニ御変更被成下度此段奉願候也

明治三十五年七月二十五日

湘南馬車鉄道株式会社発起人惣代
神奈川県中郡高部屋村上粕屋四二三番地
山口喜十郎

内務大臣内海忠勝殿
明治参拾五年七月式拾五日

高部屋村長森屋佐吉代理
助役 古谷兵藏

【史料4】「軌条重量変更並びに道路拡築猶子の件」（二宮町所蔵 森徳隣家文書、11-7）

内務省指令甲第一四〇号

湘南馬車株式会社発起人総代
神奈川県中郡高部屋村上粕屋四百二十三番地
山口喜十郎

本年四月二十八日出願軌条重量変更並擴築猶豫ノ件詮議及ヒ難シ

明治三十五年九月十二日

内務大臣男爵内海忠勝

【史料5】「命令書変更御願」（二宮町所蔵 森徳隣家文書、11-8）

命令書変更御願

明治参拾四年九月式拾日特許ニ相成候湘南馬車鉄道株式会社ハ御命令ニ遵ヒ中郡吾妻村二ノ宮ヲ起点トシテ實測仕候處当馬車鉄道専有ノ軌道ヲ布設セサルヲ得サル場所出来候結果ト相成候ニ付何卒假定縣道及里道上ニノミナラズ新設軌道ヲ布設スルモ差支ハナキコトヲ御願候也

明治参拾六年六月拾九日

湘南馬車鉄道株式会社発起人惣代
神奈川県中郡高部屋村上粕屋四百式拾参番地
山口喜十郎

内務大臣男爵内海忠勝殿
明治三十六年六月十九日

中郡高部屋村長長森佐吉

【史料6】「上申書」(二宮町所蔵 森徳隣家文書、11-9)

上申書

去ル明治参拾四年九月式拾日下付ヲ以テ特許ノ恩命ニ接シタル湘南馬車鉄道株式会社軌道布設ノ儀ニ付先キニ命令書第三条ノ変更及道路擴築ニ付土地買上ケ猶豫並軌鉄重量變更ノ儀願出候通り実ニ当会社軌道布設ノ目的ハ第一秦野吾妻間第二厚木平塚間第三平塚秦野間ト一ヲ終リヌ一ヲ起シテ順次ニ軌道ヲ布設シ弘リ公私ノ利便ヲ計リ殖産ヲ増進セシメ度キ微意ニシテ随テ其沿道ニ一時ニ經濟ノ激變ヲ來サシメサルノ希望ニ外ナラサル次第ニ有之郡ト市街トハ元ヨリ種々ノ方面ニ於テ大ニ其事情ヲ異ニシ郡ノ經濟ノ僅少ナルハ実ニ市街一部ノ經濟ニ及ハス一時ニ巨資ヲスレハ以テ他ノ産業ニ妨碍ヲ與ヘ萎靡退廢ニ歸セシムル憂アルヲ以テ可成資本ノ集中ヲ緩ニシ經濟ノ激變ヲ免レシメ斯業ト産業ノ兩立發達ヲ企図シ全然当初ノ目的ヲ完成セシメ一ハ地方ノ民情ニ適ヒ一ハ公園ノ利便トナリ一ハ会社ト利益ト相成様萬金ノ道ヲ講シ度成功ニ鞠躬仕候次第ニ候至誠御洞察ノ上何卒願意御採擇被下度及上申候也

明治三十六年六月十九日

湘南馬車鉄道株式会社發起人惣代人
神奈川県中郡高部屋村上粕屋四百二十三番地
山口喜十郎

【史料7】「軌道布設特許線ノ内御取消願」(二宮町所蔵 森徳隣家文書、11-10)

軌道布設特許線ノ内御取消願

湘南馬車鉄道布設ノ義明治三十四年九月廿日ヲ以テ特許ヲ蒙リ其内中郡秦野町ヨリ同郡吾妻村ニ下ル軌道布設ノ義ハ明治三十五年四月二十八日工事施行認下ノ義神奈 川県知事ニ願出其処他ノ式線ハ前記秦野吾妻間工事を來ノ上起工ノ見込ナルヨリ秦野及崎玉往還ノ二線ハ工事施工願出期間ヲ三ヶ年ニ變更ノ義明治三十五年七月二五日出願仕置候其処目下趨勢三線共ニ起工ノ得ベキヤ否ヤ豫期難義ニ付テハ此場合秦野崎玉ノ式線ハ先ツ以テ御取消ノ上特許命令書第一条ヲ秦野吾妻間ノ一線ニ御變更被仰下度此度奉願上者也

明治三十七年六月十日

山口喜十郎

内務大臣男爵内海忠勝殿

【史料8】「請願書」(二宮町所蔵 森徳隣家文書、15-16)

請願書

今回神奈川県中郡二宮駅官設鉄道停車場ヲ起点トシ同郡秦野町ニ至ル里道ニ馬車鉄道ヲ布設シ一般運輸之業ヲ當ンガ為メ湘南馬車鉄道株式会社ヲ組織シ目下工事中ニ有之本年秋季迄ニ竣工シ營業開始致シ度奉勸罷在候抑モ當会社ヲ設立ヲ企図セシ所次ハ単々利益ヲ収メントスル目的而已ニハ非ズ專ラ地方産業發達ノ増進ヲ謀ラン為メ計畫致シ且當秦野葉煙草取納所同製造所ニ於テ最モ多量ナル煙草運輸ノ出入有之ベキヲ信シ会社ハ特ニ運輸費額ノ低廉ト取扱上親切丁寧ヲ旨トシ又運輸先キ到達日限ヲ誤ラザル様相務メ曾テ会社創立ノ素志ニ萬事背カザルヤウ注意可致儀ニ付工事竣工ヲ告ゲ業務開始ノ節ハ前記ノ次第御諒察ノ上何卒當会社ニ運輸方御下命被成下度此段豫而奉請設ニ敬白

明治三十八年三月

湘南馬車鉄道株式会社
社長 伊達 時
副社長 中村 孝道
取締役 佐藤 政吉
秦野葉煙草取納所長 荒井寅次殿
秦野煙草製造所 大橋栄三殿

右 二通宛